

平成29年 8月31日開催

石狩市教育委員会会議（8月定例会）資料

＜議案＞

- ・平成30年度に使用する小学校用教科用図書の採択について
- ・平成30年度に使用する中学校用教科用図書の採択について
- ・平成30年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択について P1～P9
- ・平成29年度全国学力・学習状況調査「北海道版結果報告書」への市町村別結果の掲載に係る同意について P10～P35

＜協議事項＞

- ・教育委員会の点検・評価（平成28年度分）について 別冊

＜報告事項＞

- ・市民図書館の利用に関するアンケート（案）について P36～P42
- ・「第7回科学の祭典 in 石狩」の開催について 別紙

石 狸 市 教 育 委 員 会

<議案第2号・第3号・第4号関係>

○関係法令（抜粋）

●義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）

（教科用図書の採択）

第十三条 都道府県内の義務教育諸学校（都道府県立の義務教育諸学校を除く。）において使用する教科用図書の採択は、第十条の規定によつて当該都道府県の教育委員会が行なう指導、助言又は援助により、種目（教科用図書の教科ごとに分類された単位をいう。以下同じ。）ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。

2～3省略

- 4 第一項の場合において、採択地区が二以上の市町村の区域を併せた地域であるときは、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、協議により規約を定め、当該採択地区内の市町村立の小学校及び中学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うための協議会（次項及び第十七条において「採択地区協議会」という。）を設けなければならない。
- 5 前項の場合において、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、採択地区協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。
- 6 第一項から第三項まで及び前項の採択は、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号。以下「臨時措置法」という。）第六条第一項の規定により文部科学大臣から送付される目録に登載された教科用図書のうちから行わなければならぬ。ただし、学校教育法附則第九条に規定する教科用図書については、この限りでない。

（同一教科用図書を採択する期間）

第十四条 義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

●学校教育法（昭和22年法律第26号）

第三十四条 小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

2～3省略

第四十九条 第三十条第二項、第三十一条、第三十四条、第三十五条及び第三十七条から第四十四条までの規定は、中学校に準用する。この場合において、第三十条第二項中「前項」とあるのは「第四十六条」と、第三十一条中「前条第一項」とあるのは「第四十六条」と読み替えるものとする。

附則

第九条 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第三十四条第一項（第四十九条、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第三十四条第一項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。

●義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和39年2月3日政令第14号）

（同一教科用図書を採択する期間）

第十五条 法第十四条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間（以下の条において「採択期間」という。）は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）附則第九条に規定する教科用図書を採択する場合を除き、四年とする。

- 2 採択期間内において採択した教科用図書（以下この条において「既採択教科用図書」という。）の発行が行われないこととなつた場合その他の文部科学省令で定める場合には、新たに既採択教科用図書以外の教科用図書を採択することができる。
- 3 前項に規定する場合（教育課程の基準の変更に伴い既採択教科用図書の発行が行われないこととなつた場合を除く。）において、新たに採択する教科用図書についての採択期間は、第一項の規定にかかわらず、既採択教科用図書についての採択期間から文部科学省令で定める期間を控除した期間とする。

平成30年度使用
小・中学部を置く特別支援学校及び
小・中学校特別支援学級教科用図書
(一般図書)
採択参考資料

平成29年6月
北海道教育委員会

図書名	発行者名	教科名
あ		
あいうえおうさま	理論社	国語
あいうえおえほん	戸田デザイン研究室	国語
あかちゃんとおかあさんの絵本 このいろなあに	金の星社	図工・美術
あかちゃんとおかあさんの絵本 ハティちゃんのいち・に・さん	金の星社	算数・数学
あかちゃんとおかあさんの絵本 ハティちゃんのまる・さんかく・しかく	金の星社	算数・数学
あかちゃんのあそびえほん (1) ごあいさつあそび	偕成社	社会
あかちゃんのあそびえほん (2) いないいないばああそび	偕成社	国語
あかちゃんのあそびえほん (3) いただきますあそび	偕成社	家庭等
あかちゃんのあそびえほん (4) ひとりでうんちできるかな	偕成社	体育等
あかちゃんのあそびえほん (6) いいおへんじできるかな	偕成社	国語
あかちゃんのための絵本 はみがきしゅわしゅわ	ひさかたチャイルド	体育等
赤ちゃん版ノンタン (2) ノンタンもぐもぐもぐ	偕成社	理科
あかねえほんシリーズ えほん えかきうた	あかね書房	図工・美術
あかね書房の学習えほん あそぼうあそぼうあいうえお	あかね書房	国語
あかね書房の学習えほん えいごえほんぞうさんがっこうにいく	あかね書房	外国語
あかね書房の学習えほん えいごえほんぞうさんのピクニック	あかね書房	外国語
あかね書房の学習えほん おかあさんだいすき1. 2. 3	あかね書房	算数・数学
あかね書房の学習えほん ことばのえほんA B C	あかね書房	外国語
あそびうたのほん CDつき	ひかりのくに	音楽
あそびの絵本 ねんどあそび	岩崎書店	図工・美術
あそびの絵本 クレヨンあそび	岩崎書店	図工・美術
あそびの絵本 紙ねんどあそび	岩崎書店	図工・美術
あそびの絵本 えのぐあそび	岩崎書店	図工・美術
あそびの絵本 きりがみあそび	岩崎書店	図工・美術
あそびの絵本 えかきあそび	岩崎書店	図工・美術
あそびのおうさまざまかん1 からだ増補改訂	学研プラス	体育等
★ あそびのおうさまざまかん1 2 リサイクルこうさく増補改訂	学研プラス	図工・美術
あそびのおうさまBOOK どんどんぬるほん	学研プラス	図工・美術
あそびのおうさまBOOK はじめてくるほん	学研プラス	図工・美術
あそびのおうさまBOOK はじめてぬるほん	学研プラス	図工・美術
あそびのおうさまBOOK はって	学研プラス	図工・美術
あそびのおうさまBOOK ぬって	学研プラス	図工・美術
あそびのひろば1 はんがあそび	ボプラ社	図工・美術
あそびのひろば2 やさしいてづくりのプレゼント	ボプラ社	図工・美術
あそびのひろば4 はりえあそび	ボプラ社	図工・美術
あそびのひろば8 らくがきあそび	ボプラ社	図工・美術
★ あーとぶっく ひらめき美術館第1館	小学館	図工・美術
あっちゃんあがつくたべものあいうえお	リーブル	国語
安全のしつけ絵本 (1) きをつけようね	偕成社	社会
安野光雅の絵本 はじめてであうすうがくの絵本1	福音館書店	算数・数学
安野光雅の絵本 はじめてであうすうがくの絵本2	福音館書店	算数・数学
アンパンマンのおはなしでてこい5 アンパンマンとはみがきやま	フレーベル館	体育等
あーとぶっく ひらめき美術館第2館	小学館	図工・美術
1から100までのえほん	戸田デザイン研究室	算数・数学
いちばんわかりやすい 小学生のための学習世界地図帳	成美堂出版	社会
いちばんわかりやすい 小学生のための学習日本地図帳	成美堂出版	社会
うたえほん	グランママ社	音楽
うたえほんII	グランママ社	音楽
うたってかいてけせるえほん1 音のでるえかきうた	ボプラ社	図工・美術
★ 絵でわかるこどものせいかづかん1 みのまわりのきほん	合同出版	社会
絵本・いつでもいっしょ2 どうぶつなんびき?	ボプラ社	算数・数学
絵本図鑑シリーズ8 やさいのずかん	岩崎書店	理科
絵本図鑑シリーズ12 のはらのずかんー野の花と虫たちー	岩崎書店	理科
エリック・カールの絵本 うたがみえるきこえるよ	偕成社	音楽
エリック・カールの絵本 くまさんくまさんなにみてるの?	偕成社	図工・美術
エリック・カールの絵本 月ようびはなにたべる?—アメリカのわらべうた	偕成社	音楽

図書名	発行者名	教科名
エリック・カールの絵本 できるかな？ーあたまからつまさきまでー	偕成社	体育等
エリック・カールの絵本 はらべこあおむし	偕成社	理科
エリック・カールの絵本（ぬりえ絵本）ごちゃまぜカメレオン	偕成社	図工・美術
エリック・カールの絵本（ぬりえ絵本）わたしだけのはらべこあおむし	偕成社	図工・美術
エリック・カールかずのほん 1, 2, 3 どうぶつえんへ	偕成社	算数・数学
エンバリーおじさんの絵かきえほん しもんスタンプでかいてみよう	偕成社	図工・美術
A B Cえほん	戸田デザイン研究室	外国語
おけいこ はじめてのおけいこ	ぐもん出版	国語
お手本のうた付き！どうよううたのえほん	永岡書店	音楽
お手本のうた付き！どうよううたのえほん2	永岡書店	音楽
おととあそぼうシリーズ7 ドン！ドコ！ドン！たいこ	ボプラ社	音楽
おととあそぼうシリーズ3 3 新装版おてほんのうたがながれるどうようえほん	ボプラ社	音楽
音と光のできる絵本 たのしいどうよう	成美堂出版	音楽
音のできる知育絵本4 こえでおぼえるあいうえおのほん	ボプラ社	国語
音のできる知育絵本7 こえでおぼえる1 2 3 かずのほん	ボプラ社	算数・数学
音のできる知育絵本1 6 とけいがよめるようになる！！とけいくん	ボプラ社	算数・数学
親子でうたう英語うたの絵じてん	三省堂	外国語
か		
かいかたそだてかたずかん4 やさいのうえかたそだてかた	岩崎書店	家庭等
改訂新版 体験を広げるこどものずかん1 どうぶつえん	ひかりのくに	理科
改訂新版 体験を広げるこどものずかん4 はなとやさい・くだもの	ひかりのくに	理科
改訂新版 体験を広げるこどものずかん8 あそびのずかん	ひかりのくに	理科
改訂新版 体験を広げるこどものずかん9 からだとけんこう	ひかりのくに	体育等
改訂新版 どうようえほん1	ひかりのくに	音楽
改訂新版 どうようえほん2	ひかりのくに	音楽
改訂新版 どうようえほん3	ひかりのくに	音楽
かいてけしてまたかける あいうえお	ジュラ出版局	国語
かおかおどんなかお	こぐま社	国語
かがくのとも絵本 たべられるしょくぶつ	福音館書店	理科
かがくのとも絵本 みんなうんち	福音館書店	体育等
かがくのとも絵本 かみコップでつくろう	福音館書店	図工・美術
かがくのとも絵本 かみであそぼう きる・おる	福音館書店	図工・美術
かがくのとも絵本 しゃぼんだまとあそぼう	福音館書店	理科
かがくのとも絵本 しんぶんしでつくろう	福音館書店	図工・美術
かがくのとも絵本 きゅうきゅううばこ	福音館書店	体育等
書きかたカード 「ひらがな」	ぐもん出版	国語
かこさとし うつくしい絵	偕成社	図工・美術
かこさとしからだの本2 たべもののたび	童心社	体育等
かずカード	ぐもん出版	算数・数学
かずのほん1 どっちがたくさん	童心社	算数・数学
かずのほん2 0から10まで	童心社	算数・数学
かずのほん3 0から10までのたしざんひきざん	童心社	算数・数学
家庭科の教科書小学校低学年～高学年用	山と渓谷社	家庭等
かばくん・くらしのえほん1 かばくんのいちにち	あかね書房	社会
かばくん・くらしのえほん2 かばくんのおかいもの	あかね書房	社会
からだのえほん4 からだにもしもし	あかね書房	体育等
漢字がたのしくなる本シリーズ 漢字がたのしくなる本ワーク1 基本漢字あそび	太郎次郎社エディタス	国語
漢字がたのしくなる本シリーズ 漢字がたのしくなる本ワーク2 あわせ漢字あそび	太郎次郎社エディタス	国語
漢字がたのしくなる本シリーズ 漢字がたのしくなる本ワーク3 部首あそび	太郎次郎社エディタス	国語
木村裕一・しかけ絵本1 みんなみんなみつけた	偕成社	国語
クーとマーのおぼえるえほん1 ぼくのいろいろなに	ボプラ社	図工・美術
くまたんのはじめてシリーズ おいしいおいしい1・2・3	小峰書店	算数・数学
くまたんのはじめてシリーズ よめるよめるよあいうえお	小峰書店	国語
くらしに役立つ国語	東洋館	国語
くらしに役立つ数学	東洋館	算数・数学
くらしに役立つ社会	東洋館	社会
くらしに役立つ理科	東洋館	理科
ぐりとぐらの絵本 ぐりとぐら	福音館書店	国語

図書名	発行者名	教科名
ぐりとぐらの絵本 ぐりとぐらの1ねんかん	福音館書店	理科
くりのきえんのおともだち2 あしたえんそくだから	あかね書房	国語
けんちゃんとあそぼう1 のってのって	あかね書房	社会
けんちゃんとあそぼう3 まねっこまねっこ	あかね書房	社会
げんきをつくる食育えほん1 たべるのだいすき！	金の星社	家庭等
こぐまちゃんえほん第1集 こぐまちゃんおはよう	こぐま社	社会
こぐまちゃんえほん第2集 こぐまちゃんのみずあそび	こぐま社	理科
こぐまちゃんえほん第3集 しろくまちゃんのほっとけーき	こぐま社	家庭等
こぐまちゃんえほん別冊 さよならさんかく	こぐま社	算数・数学
5訂歌はともだち	教育芸術社	音楽
ことばあそびのえほん ぶたたぬききつねねこ	こぐま社	国語
ことばえほん	グランママ社	国語
ことばでひらく絵の世界 はじめてであう美術館	フレーベル館	図工・美術
ことばをおぼえる本 かず・かたち・いろあいうえお	偕成社	国語
子どもがしあげる手づくり絵本 あいうえおあそび上ひらがな50音	太郎次郎社エディタス	国語
子どもがつくるたのしいお料理	婦人之友社	家庭等
子どもとマスターする49の生活技術 イラスト版手のしごと	合同出版	家庭等
子どもの生きる力を育てるせいかつの絵じてん	ナツメ社	家庭等
子どもの健康を考える絵本(4) からだがすきなたべものなあに？	偕成社	理科
子どもの健康を考える絵本(5) こんなときどうするの？	偕成社	体育等
子どもの字がうまくなる練習ノート	P H P 研究所	国語
子どものずかんMio9 ひとのからだ	ひかりのくに	理科
子どものずかんMio10 たべもの	ひかりのくに	理科
子どものずかんMio12 きせつとしぜん	ひかりのくに	理科
子どもの生活(3) マナーをきちんとおぼえよう！	偕成社	社会
子どもの生活(6) じょうぶなからだになれるよ！	偕成社	体育等
子どものとも絵本 おおきなかぶ	福音館書店	国語
子どものとも絵本 そらいろのたね	福音館書店	国語
子どものとも絵本 ぞうくんのさんば	福音館書店	国語
子どものとも絵本 はじめてのおつかい	福音館書店	社会
子どものマナー図鑑(1) ふだんの生活のマナー	偕成社	社会
子どものマナー図鑑(3) でかけるときのマナー	偕成社	社会
五味太郎・言葉図鑑(1) うごきのことば	偕成社	国語
五味太郎・言葉図鑑(3) かざることば(A)	偕成社	国語
五味太郎・言葉図鑑(5) つなぎのことば	偕成社	国語
五味太郎・言葉図鑑(6) くらしのことば	偕成社	国語
五味太郎・言葉図鑑(10) なまえのことば	偕成社	国語
五味太郎・しきけ絵本(1) きいろいろのはちょうどよ	偕成社	理科
五味太郎の絵本 かずのえほん1・2・3	絵本館	算数・数学
五味太郎の絵本 わにさんどきはいしゃさんどきっ	偕成社	体育等
五味太郎の絵本9 いろ	絵本館	図工・美術
五味太郎の絵本10 かたち	絵本館	算数・数学
五味太郎のことばとかずの絵本 絵本ABC	岩崎書店	外国語
五味太郎のことばとかずの絵本 かずの絵本	岩崎書店	算数・数学
五味太郎のことばとかずの絵本 漢字の絵本	岩崎書店	国語
五味太郎のことばとかずの絵本 ことばのあいうえお	岩崎書店	国語
五味太郎のことばとかずの絵本 すうじの絵本	岩崎書店	算数・数学
昆虫とあそぼう	戸田デザイン研究室	理科
さ		
坂本廣子のひとりでクッキング(1) 朝ごはんつくろう！	偕成社	家庭等
坂本廣子のひとりでクッキング(2) 昼ごはんつくろう！	偕成社	家庭等
坂本廣子のひとりでクッキング(7) おべんとうつくろう！	偕成社	家庭等
さんすうだいすきあそぶ・つくる・しらべる2年	民衆社	算数・数学
三省堂こどもかずの絵じてん	三省堂	算数・数学
しきけ絵本の本棚 からだのなかとそと	評論社	体育等
しきけ絵本の本棚 コロちゃんはどこ？	評論社	社会
しごとば	ブロンズ新社	家庭等
写真でわかるなぜなに1 どうぶつ	世界文化社	理科

図書名	発行者名	教科名
ジョイフルえほん傑作集 りんごがドスーン	文研出版	国語
自立生活ハンドブック5 ほなべていどうぞめしあがれ	全国手をつなぐ育成会連合会	家庭等
自立生活ハンドブック8 食(しょく)	全国手をつなぐ育成会連合会	家庭等
新・こどもクッキング	女子栄養大学出版部	家庭等
新版はじめましてにほんちず	平凡社	社会
シリーズ生活を学ぶ6 わたしたちのからだ	福村出版	体育等
新装版 KIDS 2112 たべものひやっか	ひかりのくに	家庭等
10+1人の絵本作家オリジナルソング集 うたのパレット	偕成社	音楽
14ひきのシリーズ 14ひきのあさごはん	童心社	社会
14ひきのシリーズ 14ひきのびくにっく	童心社	国語
CDつき小学生の英語レッスン 絵でみて学ぼう英会話	成美堂出版	外国語
CDつき 楽しく歌える英語のうた	成美堂出版	外国語
CD付き 楽器カード	くもん出版	音楽
スカーリーおじさんの はたらく人たち	評論社	社会
スキンシップ絵本 かずのえほん	ひさかたチャイルド	算数・数学
スキンシップ絵本 かたかな アイウエオ	ひさかたチャイルド	国語
生活図鑑カード お店カード	くもん出版	社会
生活図鑑カード くだもの やさいカード1集	くもん出版	理科
生活図鑑カード たべものカード	くもん出版	家庭等
生活図鑑カード 生活道具カード	くもん出版	家庭等
世界傑作絵本シリーズ 三びきのやぎのがらがらどん	福音館書店	国語
世界傑作絵本シリーズ てぶくろ	福音館書店	国語
世界傑作絵本シリーズ プレーメンのおんがくたい	福音館書店	国語
た		
たのしい工作教室 木のぞうけい教室	さ・え・ら書房	図工・美術
たのしい工作教室 たのしいこうさくきょうしつ1	さ・え・ら書房	図工・美術
たのしい図画工作9 うごくおもちゃ	国土社	図工・美術
たのしい図画工作14 こすりだし・すりだし	国土社	図工・美術
たのしい図画工作16 ちぎり紙・きり紙・はり絵	国土社	図工・美術
たのしいあそびうたえほん	ひかりのくに	音楽
単行本 さわってあそぼうふわふわあひる	あかね書房	国語
知育えほん マークのずかん	鈴木出版	社会
知識の絵本 ひとのからだ	岩崎書店	体育等
作ってみよう!リサイクル工作6 8	成美堂出版	図工・美術
手あそび指あそび歌あそびブック1	ひかりのくに	音楽
DVDでひける!はじめてのピアノえほん2 たのしいピアノのうた	成美堂出版	音楽
★ デコボコえほん かずをかぞえよう!	小学館	算数・数学
東京バノラマたんけん	小峰書店	社会
どうぶつあれあれえほん第4集 かくしたのだれ	文化学園文化出版局	算数・数学
どうようでおえかきできる どうようNEW絵かきうたブック	ひかりのくに	音楽
とけいカード	くもん出版	算数・数学
とけいのえほん	戸田デザイン研究室	算数・数学
ともだちだいすき(2) おべんとうなあに?	偕成社	国語
★ ドラえもんちずかん1 にっぽんちず	小学館	社会
★ ドラえもんちずかん2 せかいちず	小学館	社会
D o ! 図鑑シリーズ 工作図鑑	福音館書店	図工・美術
な		
日本傑作絵本シリーズ ドオン!	福音館書店	国語
日本傑作絵本シリーズ みんなであそぶわらべうた	福音館書店	音楽
日本むかし話 おむすびころりん	偕成社	国語
認識絵本10 おおきいちいさい	ひかりのくに	国語
ニューワイド学研の図鑑 増補改訂人のからだ	学研プラス	理科
202シリーズ たべもの202	ひかりのくに	理科
21世紀幼稚園百科2 とけいとじかん	小学館	算数・数学
21世紀幼稚園百科6 かずあそび1・2・3	小学館	算数・数学
21世紀幼稚園百科11 からだのふしき	小学館	理科
★ 日本の絵本 100かいだてのいえ	偕成社	国語
ぬったりかいたりらくがきBOOK	チャイルド本社	図工・美術

図書名	発行者名	教科名
ねずみくんの絵本1 ねずみくんのチョッキ	ボプラ社	国語
ノンタンあそぼうよ (1) ノンタンぶらんこのせて	偕成社	社会
ノンタンあそぼうよ (8) ノンタンあわぶくぶくぶぶぶう	偕成社	体育等
は		
ハートアートシリーズ 色のえほん	視覚デザイン研究所	図工・美術
はとのクルックのとけいえほん	くもん出版	算数・数学
はじめてのこうさくあそび	のら書店	図工・美術
はじめてのずかん4 やさいとくだもの	ひかりのくに	理科
はっけんずかん のりもの改訂版	学研プラス	社会
母と子の手づくり教室 毛糸と布のたのしい手づくり教室	さ・え・ら書房	家庭等
母と子の手づくり教室 母と子の園芸教室野菜をつくろう	さ・え・ら書房	家庭等
馬場のぼるの絵本 11 びきのねこ	こぐま社	国語
★ひとりだちするための国語	日本教育研	国語
ひとりだちするための算数・数学	日本教育研	算数・数学
ひとりでできる手づくりBOX しぜんで工作しよう	岩崎書店	図工・美術
ひとりでできるもん! 1 たのしいたまご料理	金の星社	家庭等
ひとりでできるもん! 4 うれしいごはん、パン、めん料理	金の星社	家庭等
ひとりでできるもん! 5 すてきなおかし作り	金の星社	家庭等
ひとりでできるもん! 6 だいすきおやつ作り	金の星社	家庭等
ひとりでできるもん! 10 おしゃれなおかし作り	金の星社	家庭等
ひらがなカード	くもん出版	国語
びんきいしろっぶちゃんのらくがきえほん あそぼ !	ジュラ出版局	図工・美術
ピーター・スピアーの絵本1 せかいのひとびと	評論社	社会
ピーマン村の絵本たち よーいどん!	童心社	体育等
ぶうとびよんの絵本 おんなじおんなじ	こぐま社	算数・数学
福音館の科学シリーズ あそびのレシピ	福音館書店	図工・美術
福音館の科学シリーズ 昆虫ちいさななかまたち	福音館書店	理科
福音館の科学シリーズ 地球そのなかをさぐろう	福音館書店	理科
福音館の科学シリーズ どうぶつえんガイド	福音館書店	理科
福音館の科学シリーズ ぼくらの地図旅行	福音館書店	社会
福音館の科学シリーズ 道ばたの四季	福音館書店	理科
福音館の科学シリーズ ただいまお仕事中	福音館書店	家庭等
ふしき・びっくり！？こども図鑑8 きせつ	学研プラス	理科
ふしき・びっくり！？こども図鑑9 ちきゅう	学研プラス	理科
ふしきをためすかがく図鑑 かがくあそび	フレーベル館	理科
ふしきをためすかがく図鑑 しぜんあそび	フレーベル館	理科
ふしきをためすかがく図鑑 しょくぶつのさいばい	フレーベル館	理科
ブルーナのアイディアブック ミッフィーの1から10まで	講談社	算数・数学
フレーベル館の図鑑ナチュラ ひとのからだ	フレーベル館	理科
フレーベル館の図鑑ナチュラ はるなつあきふゆ	フレーベル館	理科
ブータンどこいくの？	ジュラ出版局	社会
ブータンいまなんじ？	ジュラ出版局	算数・数学
ペーパーランド3 とびだすカード	ボプラ社	図工・美術
ペーパーランド8 おりがみえあそび	ボプラ社	図工・美術
ぼくとわたしのせいいかつえほん	グランママ社	社会
ほんとのおおきさ動物園	学研プラス	理科
ま		
★マナーやルールがどんどんわかる！ みぢかなマーク新装改訂版	ひかりのくに	社会
ママとうたおう やさしいメロディーピアノ	永岡書店	音楽
ミーミとクークのえほん ミーミとクークのあか・あお・きいろ	ひさかたチャイルド	図工・美術
ミーミとクークのえほん ミーミとクークの1・2・3	ひさかたチャイルド	算数・数学
みぢかなかがくシリーズ 町たんけん	福音館書店	社会
みぢかなかがくシリーズ 町の水族館・町の植物園	福音館書店	社会
みるみる絵本 もこもこもこ	文研出版	国語
6つの色	戸田デザイン研究室	図工・美術
メロディーえほん ICピアノえほん四季のどうようー12カ月	大日本絵画	音楽
もじ・ことば1 はじめてのひらがな1集	くもん出版	国語
もじ・ことば3 やさしいひらがな1集	くもん出版	国語

図書名	発行者名	教科名
もじ・ことば11 はじめてのかん字	くもん出版	国語
もじのえほん あいうえお	あかね書房	国語
もじのえほん かたかなアイウエオ	あかね書房	国語
もじのえほん かんじ(1)	あかね書房	国語
もじのえほん かんじ(2)	あかね書房	国語
や		
やさしいからだのえほん1 からだのなかはどうなっているの?	金の星社	理科
やさしいからだのえほん4 むしばはどうしてできるの?	金の星社	体育等
ゆっくり学ぶ子のための「こくご」1(改訂版) (ひらがなのことば・文・文章の読み)	同成社	国語
ゆっくり学ぶ子のための「こくご」2(改訂版) (かたかな・かん字の読み書き)	同成社	国語
ゆっくり学ぶ子のための「こくご」3(改訂版) (文章を読む、作文・詩を書く)	同成社	国語
ゆっくり学ぶ子のための「こくご」入門編1(改訂版) (表象形成・音韻形成・発声・発音)	同成社	国語
ゆっくり学ぶ子のための「こくご」入門編2(改訂版) (ひらがなの読み書き)	同成社	国語
ゆっくり学ぶ子のための 国語4	同成社	国語
ゆっくり学ぶ子のための「さんすう」1(量概念の基礎、比較、なかま集め)	同成社	算数・数学
ゆっくり学ぶ子のための「さんすう」2(1対1対応、1~5の数、5までのたし算)	同成社	算数・数学
ゆっくり学ぶ子のための「さんすう」3(6~9のたし算、ひき算、位取り)	同成社	算数・数学
ゆっくり学ぶ子のための「さんすう」4(くり上がり、くり下がり、2けたの数の計算)	同成社	算数・数学
ゆっくり学ぶ子のための「さんすう」5(3けたの数の計算、かけ算、わり算)	同成社	算数・数学
幼児絵本シリーズ くだもの	福音館書店	理科
幼児絵本シリーズ やさい	福音館書店	理科
幼児絵本シリーズ やさいのおなか	福音館書店	理科
米村でんじろうのDVDでわかるおもしろ実験!!	講談社	理科
よみかた絵本	戸田デザイン研究室	国語
ら		
らくがきえほん あ・い・う・え・お	ブロンズ新社	国語
りかのこうさく1ねん	小峰書店	理科
リサイクル 工作ずかん	小峰書店	図工・美術
レインボーことば絵じてん	学研プラス	外国語
レオ・レオニの絵本 スイミー	好学社	国語
ロングセラー絵本 でんしゃでいこうでんしゃでかえろう	ひさかたチャイルド	社会
わ		
和英えほん	戸田デザイン研究室	外国語
わかるさんすう2	むぎ書房	算数・数学

<議案第5号関係>



教義第652号
平成29年7月31日

各市町村教育委員会委員長 様
各市町村教育委員会教育長

北海道教育委員会教育長 柴田達夫

平成29年度全国学力・学習状況調査「北海道版結果報告書」への市町村別結果の掲載について（照会）

のことについて、「平成29年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」（別添1、以下「実施要領」という。）では、教育委員会や学校が保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要であると明記されるとともに、都道府県教育委員会は、域内の市町村教育委員会の同意を得た場合には、当該市町村名又は当該市町村教育委員会が設置管理する学校名を明らかにした公表を行うことができるとしています。

道教委では、この実施要領に基づき一層きめ細かく分かりやすい調査結果を示す観点から、昨年度同様、市町村教育委員会の同意を前提として、11月を目処に公表を予定している平成29年度全国学力・学習状況調査「北海道版結果報告書」（以下「北海道版結果報告書」という。）に、別添3により作成した市町村の結果を掲載し公表することとしました。

つきましては、実施要領に基づき、貴市町村の結果を北海道版結果報告書に掲載することについて照会いたしますので、次により回答願います。

なお、道教委としては、学校名を明らかにした公表は市町村教育委員会が判断することが望ましいと考えております、照会する考えはありません。

また、平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査「北海道版結果報告書」への市町村別結果の掲載についても、同様の考え方に基づき進めることとしており、10月頃に別途照会することを申添えます。

記

1 回答書式

別添 平成29年度全国学力・学習状況調査「北海道版結果報告書」への市町村別結果の掲載について

2 提出先

教育局（教育支援課）

3 市町村教育委員会から教育局への提出期限

平成29年9月29日（金）

4 資料

別添1 平成29年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領

別添2 平成29年度全国学力・学習状況調査の結果公表に関する道教委の考え方

別添3 道教委による市町村名を明らかにした公表の基本フォーマット

5 北海道版結果報告書への掲載内容

「別添3 道教委による市町村名を明らかにした公表の基本フォーマット」により作成した資料を市町村ごとに小学校で1枚、中学校で1枚の内容を掲載

学校教育局義務教育課
学力向上推進グループ
TEL 011-204-5771

平成 年 月 日

平成29年度全国学力・学習状況調査「北海道版結果報告書」

への市町村別結果の掲載について（回答）

平成29年7月31日付け教義第652号で照会のありました平成29年度全国学力・学習状況調査「北海道版結果報告書」に当市町村の結果を掲載することについて、次のとおり回答します。

道教委が作成する平成29年度全国学力・学習状況調査「北海道版結果報告書」に別添3により作成した当市町村の結果資料を掲載することについて

同意する 同意しない

(いずれかに○を付してください。)

北海道教育委員会教育長 様

() 教育委員会 印

(御回答ください。)

1 上記の回答に当たり、どのように決定しましたか。

(□にレ印を入れてください。)

教育委員会に諮り決定した。

教育長が決定した。

その他 ()

2 決定に当たり、意見を聞いた機関や団体等はありますか。

()

3 「同意しない」を選んだ市町村教育委員会は、差し支えなければ、その理由を下欄に記入願います。

[Large empty box for handwritten response]

4 今後の北海道版結果報告書の内容について、御意見等がありましたら、下欄に記入願います。

[Large empty box for handwritten response]

ありがとうございました。

平成29年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領

平成28年12月16日
文部科学省

I. 調査の目的

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。さらに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。

II. 調査の名称

平成29年度全国学力・学習状況調査

III. 調査の構成

本体調査に加えて、保護者に対する調査を実施する。

IV. 本体調査

1. 調査の対象

(1) 国・公・私立学校の以下の学年の原則として全児童生徒を対象とする。なお、公立学校には公立大学法人が設置する学校（以下、「公立大学附属学校」という。）を含む。

ア 小学校調査

小学校第6学年、義務教育学校前期課程第6学年、特別支援学校小学部第6学年

イ 中学校調査

中学校第3学年、義務教育学校後期課程第3学年、中等教育学校第3学年、特別支援学校中学部第3学年

(2) 特別支援学校及び小中学校の特別支援学級に在籍している児童生徒のうち、調査の対象となる教科について、以下に該当する児童生徒は、調査の対象としないことを原則とする。

ア 下学年の内容などに代替して指導を受けている児童生徒

イ 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の教科の内容の指導を受けている児童生徒

2. 調査事項

(1) 児童生徒に対する調査

ア 教科に関する調査

(ア) 小学校調査は、国語及び算数とし、中学校調査は、国語及び数学とする。

(イ) 出題範囲は、調査する学年の前学年までに含まれる指導事項を原則とし、出題内容は、それぞれの学年・教科に関し、以下のとおりとする。

① 身に付けておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や、実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能など（主として「知識」に関する問題）を中心とした出題

② 知識・技能等を実生活の様々な場面に活用する力や、様々な課題解決のための構想を立て実践し評価・改善する力などに関わる内容（主として「活用」に関する問題）を中心とした出題

(ウ) 出題形式については、記述式の問題を一定割合で導入する。

イ 質問紙調査

調査する学年の児童生徒を対象に、学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する質問紙調査（以下「児童生徒質問紙調査」という。）を実施する。

(2) 学校に対する質問紙調査

学校における指導方法に関する取組や学校における人的・物的な教育条件の整備の状況等に関する質問紙調査（以下「学校質問紙調査」という。）を実施する。

3. 調査実施日等

(1) 児童生徒に対する調査

調査の実施日は、平成29年4月18日火曜日とする。

ア 小学校調査

(ア) 教科に関する調査は、国語及び算数の主として「知識」に関する問題は合わせて1単位時間、国語及び算数の主として「活用」に関する問題はそれぞれ1単位時間とする。

(イ) 児童生徒質問紙調査は、各学校の状況に応じて適切に実施する。

イ 中学校調査

(ア) 教科に関する調査は、国語及び数学の主として「知識」に関する問題はそれぞれ1単位時間、国語及び数学の主として「活用」に関する問題はそれぞれ1単位時間とする。

(イ) 児童生徒質問紙調査は、各学校の状況に応じて適切に実施する。

(2) 学校に対する質問紙調査

平成29年4月に実施する。

- (3) 調査実施に関するスケジュール
別紙1のとおりとする。

4. 調査の実施体制

調査の実施体制は以下のとおりとする（調査の実施系統図は別紙2・別紙3）。

- (1) 調査は、文部科学省が、学校の設置管理者である都道府県教育委員会、市町村教育委員会、学校法人、国立大学法人、公立大学法人等の協力を得て実施する。

- (2) 都道府県教育委員会は、域内の市町村教育委員会に対して指導・助言・連絡等をするなど調査に協力する。また、自らが設置管理する学校に対して指示・指導・助言等をするなどにより調査に当たる。

- (3) 都道府県知事は、私立学校の所轄庁として調査に協力する。

- (4) 市町村教育委員会、学校法人、国立大学法人、公立大学法人等は、学校の設置管理者として調査に協力し、自らが設置管理する学校に対して指示・指導・助言等をするなどにより調査に当たる。

- (5) 学校は、校長を調査責任者として、設置管理者である市町村教育委員会等の指示・指導・助言等に基づき調査に当たる。

5. 調査結果の取扱い

文部科学省は、以下のとおり、調査結果を示し、公表するとともに、各教育委員会、学校に対して、調査結果等を提供する。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第17号の規定により、調査の実施、調査結果の活用及び公表等を含め、調査は教育委員会の職務権限である。そのため、教育委員会は、調査結果の活用及び公表等の取扱いについて、主体性と責任を持って当たることとする。

(1) 調査結果の示し方

文部科学省は、小学校調査及び中学校調査のそれぞれの結果として、以下の事項等を示す。

ア 教科に関する調査の結果として、

- (ア) 国語、算数・数学のそれぞれ、主として「知識」に関する問題と主として「活用」に関する問題に分けた四つの区分ごとの平均正答数、平均正答率、中央値、標準偏差等

(イ) 以下をそれぞれ単位とした平均正答数等の分布等が分かるグラフ

- ①都道府県教育委員会
- ②都道府県教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）
- ③指定都市教育委員会
- ④教育委員会
- ⑤学校
- ⑥児童生徒

(ウ) 各教科の設問ごとの正答率等

(エ) 各教科の設問ごとの解答類型別児童生徒数の割合

イ 児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の結果として、

(ア) 児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の回答状況

(イ) 児童生徒質問紙調査の回答状況と教科に関する調査の正答率等との相関
関係の分析

(ウ) 学校質問紙調査の回答状況と教科に関する調査の平均正答率等との相関
関係の分析

ウ その他、調査の目的の達成に資する分析

(2) 調査結果の文部科学省による公表

文部科学省は、調査の目的を踏まえ、以下の事項等について調査結果を公表する。文部科学省が公表する調査結果については、公表後速やかに、文部科学省ホームページに掲載する（文部科学省による調査結果の公表体系は別紙4）。

ア 以下の（ア）から（オ）までの区分に応じ、上記（1）ア及びイで示した
結果

(ア) 国全体（国・公・私立学校全体の状況又は国・公・私立学校別の状況）

(イ) 都道府県ごと（都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設
置管理する学校全体の状況）

(ウ) 都道府県（指定都市を除く。）ごと（都道府県教育委員会及び市町村教
育委員会が設置管理する学校全体の状況）

(エ) 指定都市ごと（指定都市教育委員会が設置管理する学校全体の状況）

(オ) 地域の規模等に応じたまとまりごと（「大都市」（指定都市及び東京2
3区）、「中核市」、「その他の市」及び「町村」並びに「へき地」の五
つの区分における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況）

イ 教科に関する調査の解答状況及び質問紙調査の回答状況（一般に公開され
た場合に、個人、学校、設置管理者等が特定されることのないよう、データ
の匿名化処理（必要に応じて疑似データ化等の処理を含む。）を行ったもの
）

ウ その他、調査の目的の達成に資する分析

(3) 調査結果等の提供

各教育委員会、学校及び児童生徒に対する調査結果等の提供は、調査報告書のほか、以下のとおりとする。

ア 文部科学省は、調査の目的の達成に資するため、各教育委員会、学校に対して、以下の調査結果を提供する。

(ア) 都道府県教育委員会

- ①当該都道府県教育委員会が設置管理する各学校の状況
- ②当該都道府県教育委員会における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況
- ③当該都道府県教育委員会（指定都市を除く。）における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況
- ④域内の各市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況
- ⑤域内の市町村教育委員会が設置管理する各学校全体の状況

(イ) 市町村教育委員会

- ①当該市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況
- ②当該市町村教育委員会が設置管理する各学校の状況

(ウ) 学校

- ①当該学校全体の状況
- ②各学級の状況
- ③各児童生徒の状況
- ④各児童生徒に関する個人票

(エ) その他、調査の目的の達成に資する調査結果

イ 各学校は、各児童生徒に対し、個人票を提供する。

(4) 調査結果の活用

ア 各教育委員会、学校等及び文部科学省においては、調査の目的を達成するため、以下のような調査結果を活用した取組に努めることとする。

(ア) 各教育委員会、学校等においては、多面的な分析を行い、自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握・検証し、保護者や地域住民の理解と協力のもとに適切に連携を図りながら、教育及び教育施策の改善に取り組むこと。

(イ) 各学校においては、調査結果を踏まえ、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等に努めるとともに、自らの教育指導等の改善に向けて取り組むこと。

(ウ) 各教育委員会においては、調査結果を踏まえ、それぞれの役割と責任に応じて、学校における取組等に対して必要な支援等を行うなど、域内の教育及び教育施策の改善に向けた取組を進めること。

(エ) 文部科学省は、児童生徒の学力や学習状況をきめ細かく把握・分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善に取り

組むこととする。また、各教育委員会、学校等における取組に対して必要な支援等を行うなど、教育及び教育施策の改善に向けた全国的な取組を進めることとする。

イ 各教育委員会、学校等及び文部科学省においては、調査結果についてより一層多面的な分析や研究が行われるよう、以下のような調査結果を活用した取組を進めることができる。

- (ア) 文部科学省は、本実施要領及び別に定めるガイドラインに基づき、集計結果データ（児童生徒の解答用紙番号ごとに、二教科四区分の正答数、解答類型等の解答状況及び学校質問紙の回答状況等を一覧にしたもの並びに学校IDごとに、二教科四区分の平均正答数等の解答状況及び学校質問紙の回答状況を一覧にしたもの）について、大学等の研究機関の研究者又は国の行政機関等の職員に貸与し、学術研究の振興、高等教育の振興又は施策の推進のために活用することとする。
- (イ) 各学校においては、各学校の設置管理者の判断の上、以下のいずれかの方法により、小学校調査の結果等について学校間での情報共有を図り、成果と課題を継続的に把握・検証し、教育の改善・充実に取り組むことができる。
- ①児童の保護者の同意を得るなど、法令に基づき必要な措置を講じた上で、児童が進学する学校に小学校調査の結果を送付すること
- ②その他各学校の設置管理者の判断による適切な方法
- (ウ) 各教育委員会においては、平成32年度以降、小学校調査と中学校調査の結果の関係についての継続的な把握・分析結果を踏まえた、教育施策の改善・充実に取り組むことができる。
- (エ) 文部科学省においては、(イ)のいずれかの方法により学校間での情報共有を図った学校について、平成32年度の中学校調査の実施の際に生徒が平成29年度に受けた小学校調査の個人票コードを回収することにより、同一児童生徒に関する小学校調査と中学校調査の結果の関係についての分析を行い、関係教育委員会及び学校に対し、分析結果を提供することとする。

(5) 調査結果の取扱いに関する配慮事項

調査結果については、調査の目的を達成するため、自らの教育及び教育施策の改善、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等につなげることが重要であることに留意し、適切に取り扱うものとする。

調査結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である一方、調査により測定できるのは学力の特定の一部分であること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果

や影響等に十分配慮することが重要である。

このことを踏まえ、具体的な公表の手続等は、以下のとおりとする。

ア 教育委員会及び学校による調査結果の公表

(ア) 都道府県教育委員会においては、調査の実施主体が国であることや、市町村が基本的な参加主体であることなどに鑑みて、以下のとおり取り扱うこと。

① 自らが設置管理する学校の状況については、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。

② 域内の市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況及び各学校の状況については、市町村教育委員会の同意を得た場合は、(エ)に基づき、当該市町村名又は当該市町村教育委員会が設置管理する学校名を明らかにした公表（市町村名又は学校名を特定することが可能な方法による公表を含む。以下同じ。）を行うことは可能であること。

なお、個々の市町村名・学校名が明らかとならない方法（例えば、教育事務所単位の状況の公表等）で、(エ)に基づき公表することは、都道府県教育委員会の判断において可能であること。

③ ①又は②に基づき個々の市町村名・学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。

④ 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした公表を行う場合に準じて取り扱うこと。

(イ) 市町村教育委員会においては、以下のとおり取り扱うこと。

① 当該市町村教育委員会が設置管理する学校全体の結果について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。

② 自らが設置管理する学校の状況について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。この場合、個々の学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。

③ 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした公表を行う場合に準じて取り扱うこと。

(ウ) 学校においては、自校の結果について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。

(エ) 調査結果の公表に当たっては、以下の①から⑥までにより行うこと。

① 公表する内容や方法等については、教育上の効果や影響等を考慮して適切なものとなるよう判断すること。

② 調査結果の公表を行う教育委員会又は学校においては、単に平均正答

数や平均正答率などの数値のみの公表は行わず、調査結果について分析を行い、その分析結果を併せて公表すること。さらに、調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策も速やかに示すこと。

- ③ (ア) ①又は(イ)②に基づき教育委員会が個々の学校名を明らかにした公表を行う場合、又は(ア)②において市町村教育委員会が学校名を明らかにした公表に同意する場合は、当該学校と公表する内容や方法等について事前に十分相談するとともに、公表を行う教育委員会は、当該調査結果を踏まえて自らが実施する改善方策を調査結果の公表の際に併せて示すこと。

また、教育委員会において自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合は、教育委員会は自らが実施する改善方策を速やかに示すとともに、公表する内容等について学校に指示する場合は、教育委員会は当該学校とそれらについて事前に十分相談すること。

なお、平均正答数や平均正答率などの数値について一覧での公表やそれらの数値により順位を付した公表などは行わないこと。

- ④ 調査の目的や、調査結果は学力の特定の一部分であること、学校における教育活動の一側面であることなどを明示すること。
⑤ 児童生徒個人の結果が特定されるおそれがある場合は公表しないなど、児童生徒の個人情報の保護を図ること。
⑥ 学校や地域の実情に応じて、個別の学校や地域の結果を公表しないなど、必要な配慮を行うこと。
(オ) 教育委員会が独自に実施する学力調査の公表の取扱いについては、もとよりそれぞれの教育委員会の判断に委ねられること。

イ 文部科学省が公表する内容以外の調査結果の取扱い

- (ア) 文部科学省は、調査結果のうち、自らが公表する内容及び別に定めるガイドラインに基づき利用・公表された内容を除くものについて、これが一般に公開されることになると、序列化や過度な競争が生じるおそれや学校の設置管理者等の実施への協力及び国民的な理解が得られなくなるなど正確な情報が得られない可能性が高くなり、全国的な状況を把握できなくなるなど調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第6号の規定を根拠として、同法における不開示情報として取り扱うこととする。

- (イ) 教育委員会等は、文部科学省から提供を受けた調査結果のうち公表する内容を除くものについて、上記(ア)を参考に、それぞれの地方公共団体が定める情報公開条例に基づく同様の規定を根拠として、情報の開示により調査の適正な遂行に支障を及ぼすことのないよう、本実施要領の趣旨、特に5.(5)ア(エ)を十分踏まえ、適切に対応する必要があること。

6. 調査実施に当たっての相談体制

- (1) 学校の設置管理者である市町村教育委員会等においては、所管の学校からの相談に対応するなど適切な指導・助言を行う。
- (2) 調査実施に当たっての市町村教育委員会、学校等からの問合せや調査問題の配達・回収状況の把握・確認等に対応するため、文部科学省が民間機関に委託して、コールセンターを設置する。

7. 留意事項

- (1) 各教育委員会、学校等における調査の実施及び調査結果の活用等
 - ア 調査の目的に鑑み、各教育委員会、学校等においては、調査結果を直接又は間接に入学者選抜に関して用いることはできないこと。
 - イ 調査を実施するとともに、調査結果等を活用するに当たり、以下の体制を整備することとする。
 - (ア) 各教育委員会等においては、調査責任者及び担当者を指名するとともに、所管の学校からの相談に対応するなど、適切に実施体制を整備すること。
 - (イ) 各学校においては、調査責任者及び担当者を指名し、適切に実施体制を整備すること。
 - (ウ) 教育委員会、学校等においては、調査の実施に当たって、調査の目的や内容、調査結果の取扱い等を児童生徒、保護者等の関係者に周知すること。
 - (エ) 各教育委員会、学校等において、調査問題等の調査に関して知り得た秘密については、その保持を徹底すること。
 - (オ) 各教育委員会、学校等においては、提供された調査結果等について、本実施要領に基づいて適切に利用するとともに、管理を徹底するために、必要な措置を講ずること。
 - (カ) 各教育委員会、学校等は、調査の目的の達成に資するよう、調査結果等の活用を図るため、調査結果等の提供を受ける機関等において、本実施要領の趣旨が遵守されることが確認できた場合に限り、関係機関等に対して調査結果等を提供することは可能であること。
 - (キ) 各教育委員会、学校等においては、調査結果の分析やこれを活用して教育及び教育施策の改善等に向けた取組等を進めるための体制を整備すること。
- (2) 個人情報の保護
 - ア 文部科学省及び文部科学省が委託した民間機関は、調査に使用する解答用

紙等について、児童生徒及び保護者の氏名を取得しない形式を用いることとする。

- イ 文部科学省及び文部科学省が委託した民間機関は、個々の児童生徒を識別することを目的として、各設置管理者及び各学校等に対して、氏名を取得しない形式での実施方法（匿名加工）に関する情報その他の情報を取得し、調査結果等と照合しない。
- ウ 各教育委員会、学校等においては、調査に関して知り得た個人情報について、それが遵守すべき個人情報保護関係法令及び地方公共団体の定める条例に基づき、適切に取り扱うこと。

(3) 調査日程の変更等

調査の実施日に、特定の学校において調査を実施できないやむを得ない事情が生じた場合は、教育委員会、学校等の判断により、①当該学校について調査の実施そのものを見合わせること、又は②当該学校における調査実施日を後日に変更することができる。なお、②の場合、全体の集計からは除外することとするが、教育委員会、学校等の求めに応じて、文部科学省は、採点及び調査結果の提供を行うこととする。

(4) 教育課程上の位置付け

調査の教育課程上の位置付けについては、教育委員会及び学校の判断により、以下のとおり取り扱うことを可能とする。

- ア 教科に関する調査については、以下のとおり、当該教科の授業時数の一部として取り扱うことを可能とする。

(ア) 小学校調査

国語及び算数：それぞれ1.5単位時間相当

(イ) 中学校調査

国語及び数学：それぞれ2単位時間相当

- イ 児童生徒質問紙調査については、特別活動（学級活動）の一部として取り扱うことを可能とする。

(5) 障害のある児童生徒に対する配慮

障害のある児童生徒については、各学校の判断により、当該児童生徒の障害の種類や程度に応じて、調査時間の延長、点字・拡大文字・ルビ振り問題用紙の使用、別室の設定などの配慮を可能とする。

(6) 日本語指導が必要な児童生徒に対する配慮

日本語指導が必要な児童生徒については、原則として、他の児童生徒と同様の授業を受けている児童生徒について、調査の対象とする。ただし、例えば、

国語、算数・数学の時間に取り出し指導を受けているなどの事情がある場合は、当該教科を調査の対象としないことを可能とする。なお、調査を行うに当たっては、各学校の判断により、調査時間の延長、ルビ振り問題用紙の使用などの配慮を可能とする。

(7) 調査問題等の公表

文部科学省は、調査の実施後、速やかに、調査問題、正答例、問題趣旨、解答類型を公表する。

(8) 調査マニュアルの作成・配付

調査の具体的な実施方法等については、平成29年2月頃に作成・配付する予定の調査マニュアルで示す。

V. 保護者に対する調査

1. 調査の目的

家庭状況と児童生徒の学力等の関係について分析することにより、国、教育委員会及び学校における教育施策や教育指導の改善・充実に役立てる。

2. 調査の対象

文部科学省が調査対象として抽出した、市町村教育委員会が設置管理する学校において、本体調査を受けた児童生徒の保護者を対象とする。

3. 調査事項

家庭状況と児童生徒の学力等の関係について分析するために、本体調査を受けた児童生徒の保護者を対象に、児童生徒の家庭における状況、保護者の教育に関する考え方等に関する調査を実施する。

4. 調査実施日等

調査は、平成29年5月に実施する。調査実施に関するスケジュールは別紙5のとおりとする。

5. 調査の実施体制

調査の実施体制は、以下のとおりとする（調査の実施系統図は、別紙6）。

(1) 調査は、文部科学省が、学校の設置管理者である市町村教育委員会の協力を得て実施する。

文部科学省は、保護者に対する調査と本体調査の結果の関係を分析するため

に、専門家に委託する。

- (2) 都道府県教育委員会は、域内の市町村教育委員会に対して指導・助言・連絡等をするなど調査に協力する。
- (3) 市町村教育委員会は、学校の設置管理者として調査に協力し、自らが設置管理する学校に対して指示・指導・助言等をするなどにより調査にあたる。
- (4) 学校は、校長を調査責任者として、設置管理者である市町村教育委員会の指示・指導・助言等に基づき調査にあたる。

6. 調査結果の取扱い

(1) 調査結果の公表

文部科学省は、調査の回答状況、当該回答状況と本体調査の関係について、国全体の状況及び地域の規模等に応じたまとまり（大都市（指定都市及び東京23区）、中核市、その他の市及び町村）における状況を分析した結果を公表する。文部科学省が公表する調査結果については、公表後速やかに、文部科学省ホームページに掲載する。

(2) 調査結果の提供

文部科学省は、各教育委員会及び調査の対象となった学校に対し、調査報告書を提供する。

7. 調査実施に当たっての相談体制

- (1) 学校の設置管理者である市町村教育委員会においては、所管の学校からの相談に対応するなど適切な指導・助言を行う。
- (2) 調査実施に当たっての学校、保護者等からの問合せや調査資材の配達・回収状況の把握・確認等に対応するため、文部科学省が民間機関に委託して、コールセンターを設置する。

8. 留意事項

- (1) 対象教育委員会及び対象学校における調査の実施に関する体制等
調査を実施するに当たり、以下の体制を整備することとする。
 - ア 対象教育委員会においては、調査責任者及び担当者を指名するとともに、

- 所管の対象学校からの相談に対応するなど、適切に実施体制を整備すること。
- イ 対象学校においては、調査責任者及び担当者を指名し、適切に実施体制を整備すること。
- ウ 対象学校においては、調査の実施に当たって、調査の目的や内容、調査結果の取扱い等を児童生徒、保護者等の関係者に周知すること。
- エ 対象教育委員会及び対象学校において、保護者の状況等の調査に関して知り得た秘密については、その保持を徹底すること。

(2) 個人情報の保護

「IV. 本体調査 7. (2)」と同様とする。

(3) 障害のある保護者に対する配慮

障害のある保護者については、当該保護者の障害の種類や程度に応じて、点字・拡大文字・ルビ振り調査用紙の使用などの配慮を可能とする。

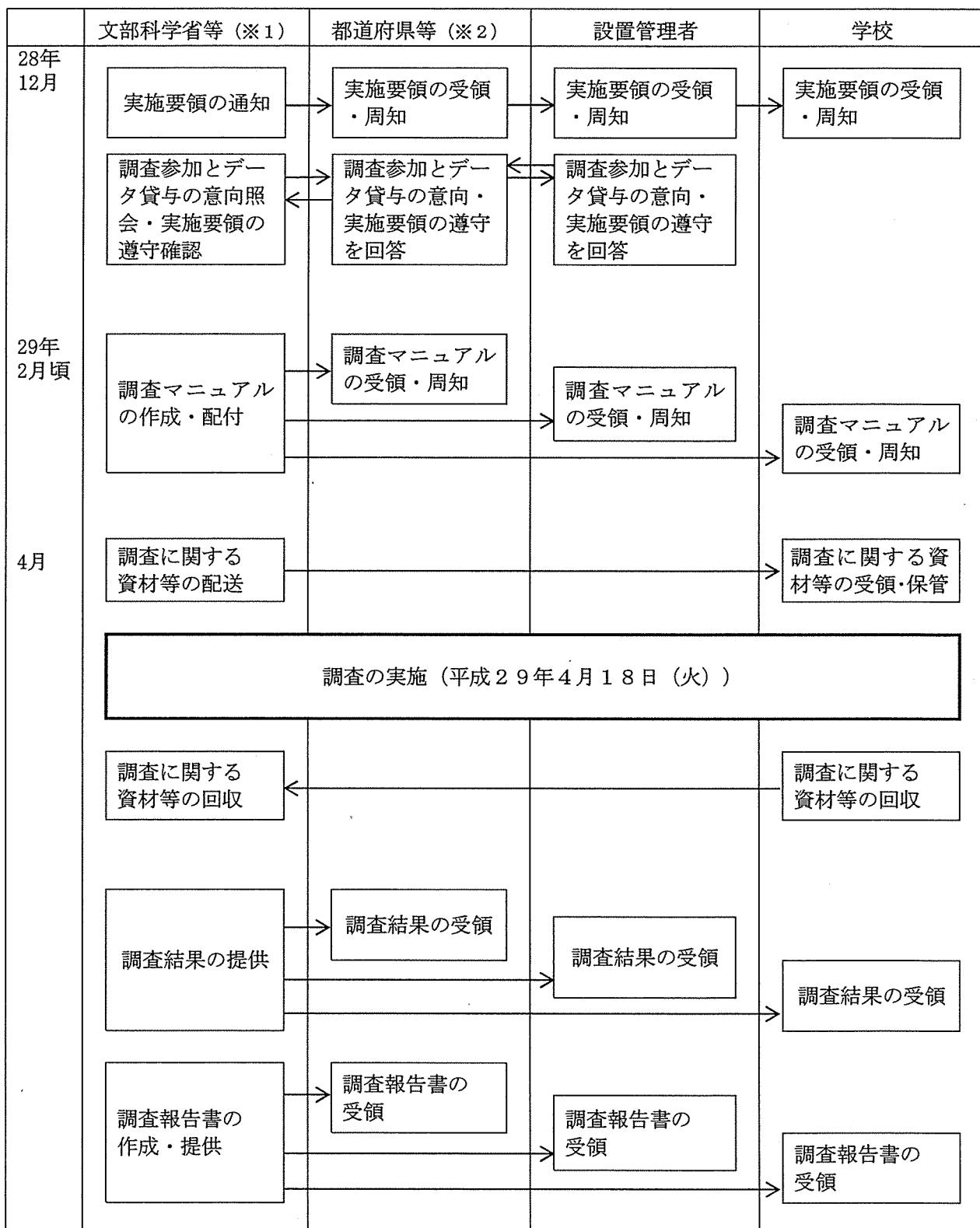
(4) 外国語による調査が必要な保護者に対する配慮

外国語による調査が必要な保護者については、当該保護者の必要とする言語に応じて、ポルトガル語、中国語、スペイン語、フィリピン語、英語、韓国語による調査用紙の使用などの配慮を可能とする。

(5) 調査マニュアルの作成・配付

調査の具体的な実施方法等については、平成29年4月頃に作成・配付する予定の調査マニュアルで示す。

本体調査の実施に関するスケジュール(予定)

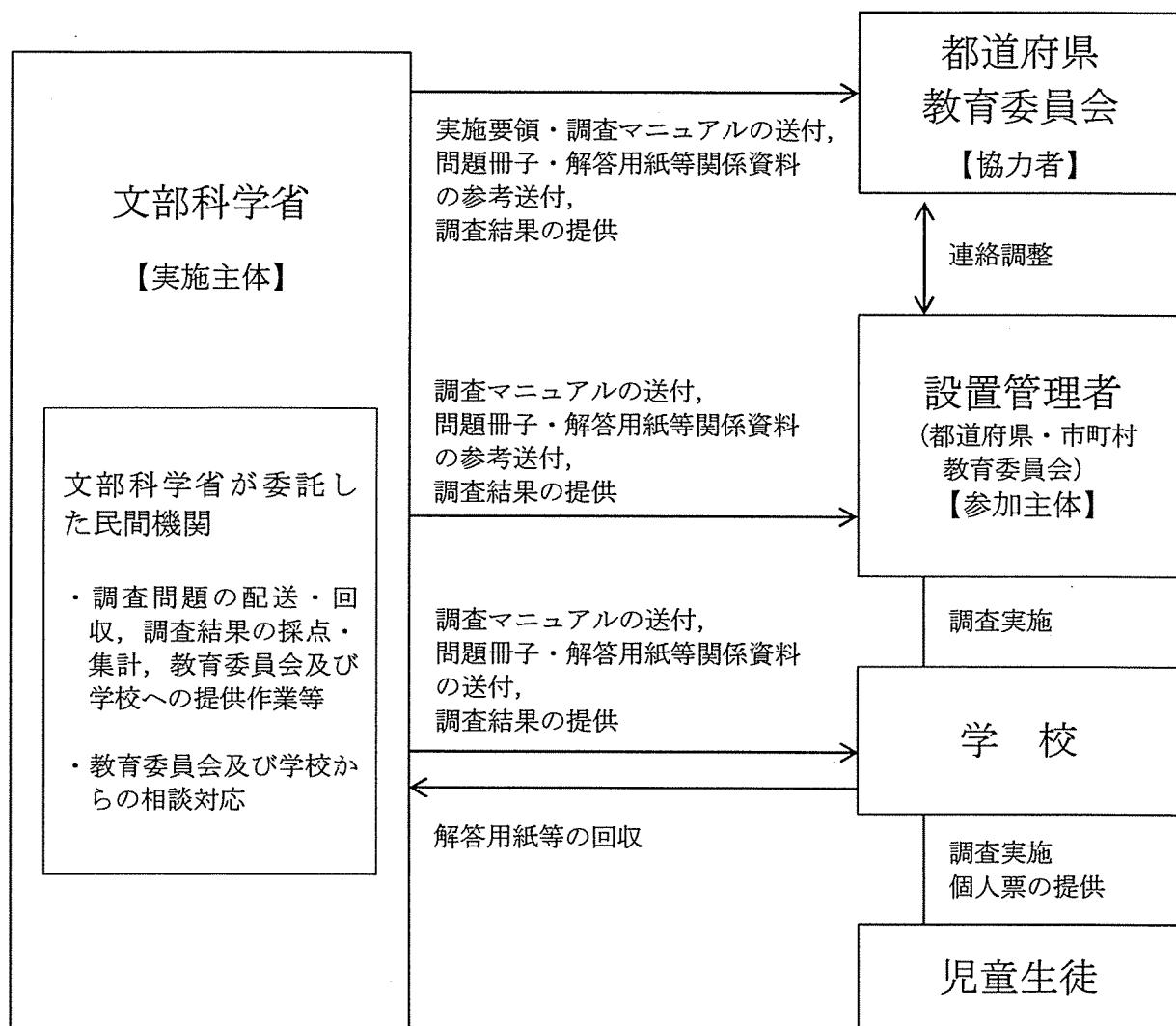


※1 文部科学省等には、国立教育政策研究所、文部科学省が委託した民間機関を含む。

※2 都道府県等とは、公立学校の場合は都道府県教育委員会、私立学校の場合は都道府県知事部局等をいう。設置管理者である指定都市教育委員会、国立大学法人及び公立大学法人に対する「実施要領の通知」及び「調査参加とデータ貸与の意向照会」等は、文部科学省から直接行う。

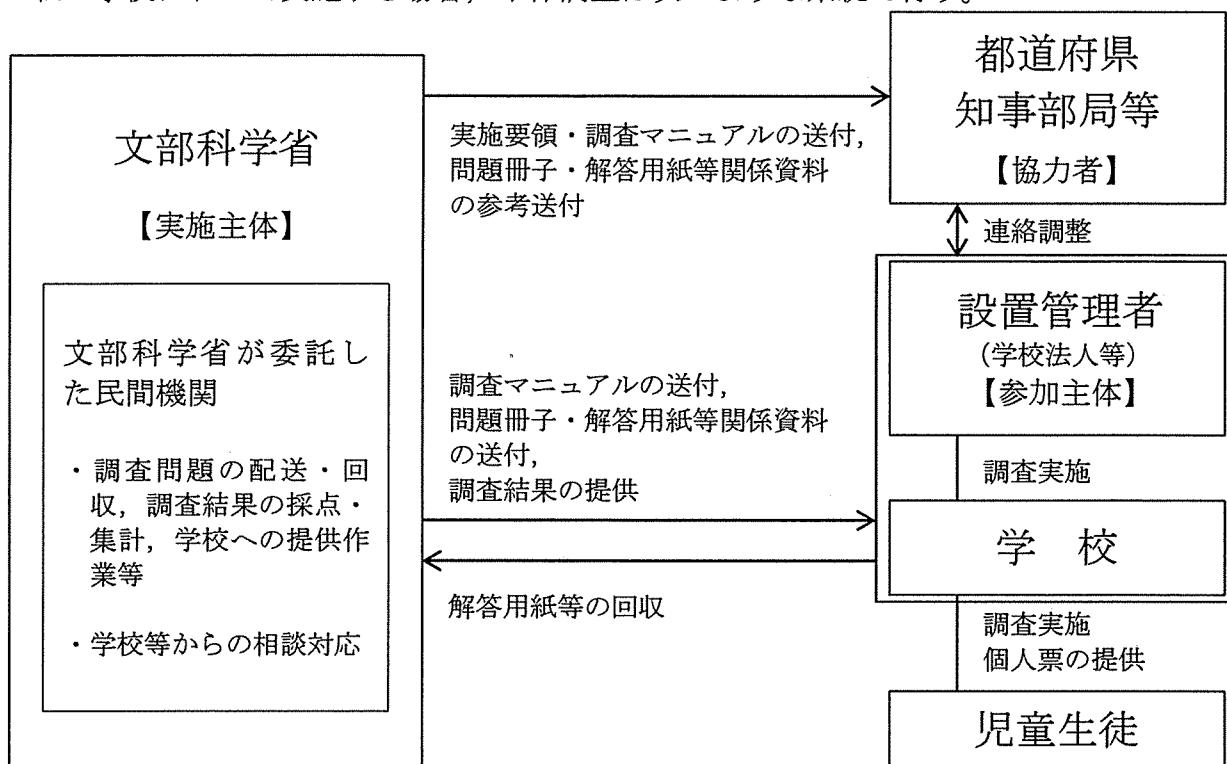
本体調査の実施系統図【都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校】

都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校において実施する場合、本体調査は次のような系統で行う。



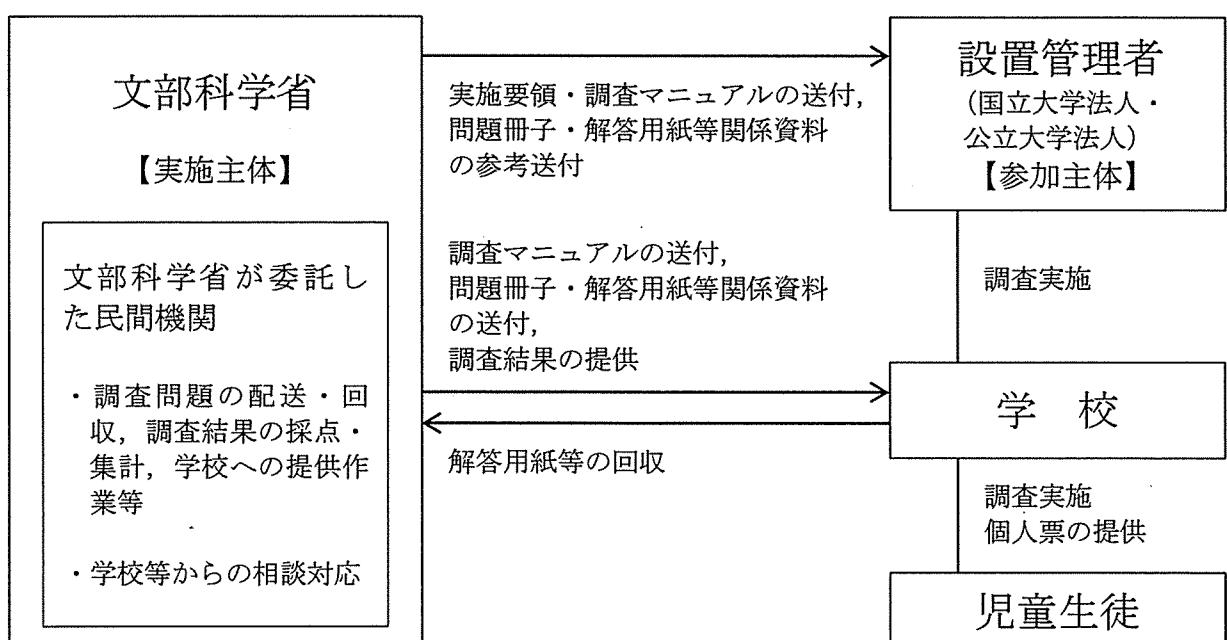
本体調査の実施系統図【私立学校】

私立学校において実施する場合、本体調査は次のような系統で行う。



本体調査の実施系統図【国立学校、公立大学附属学校】

国立学校及び公立大学附属学校において実施する場合、本体調査は次のような系統で行う。



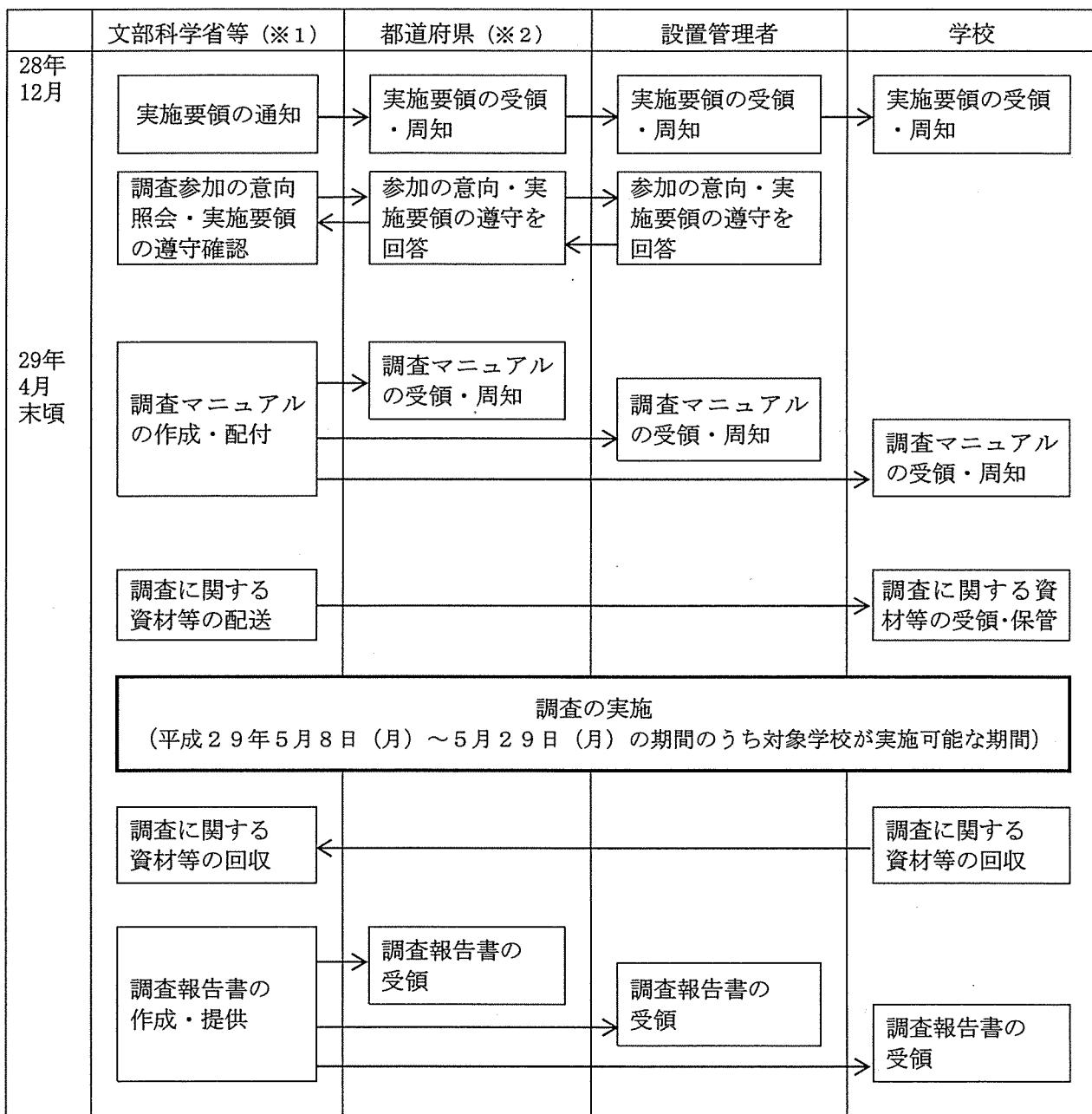
文部科学省における本体調査結果の公表の体系

実施要領の記載		公表の区分				
調査結果の内容	5.(2)ア(ア) 国全体 (国・公・私立学校全体の状況 又は国・公・私立学校別の状況)	5.(2)ア(イ) 都道府県ごと (都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況)	5.(2)ア(ウ) 都道府県(指定都市を除く。)ごと (都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況)	5.(2)ア(エ) 指定都市ごと (指定都市教育委員会が設置管理する学校全体の状況)	5.(2)ア(オ) 地域の規模等に応じたまとまりごと (市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況)※1	
	5.(1)ア(ア) ・二教科四区分ごとの平均正答数、平均正答率、中央値、標準偏差等		○	○	○	○
	5.(1)ア(イ) ・右の欄のそれぞれを単位とした平均正答数等の分布等が分かるグラフ	①都道府県教育委員会	○	-	-	-
		②都道府県教育委員会(指定都市を除く。)	○	-	-	-
		③指定都市教育委員会	○	-	-	-
		④教育委員会	○	-	-	-
		⑤学校	○	-	-	-
		⑥児童生徒	○	○	○	○
	5.(1)ア(ウ)及び(エ) ・各教科の設問ごとの正答率等 ・各教科の設問ごとの解答類型 別児童生徒数の割合		○	○	○	○
	5.(1)イ(ア) ・児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の回答状況		○	○	○	○
	5.(1)イ(イ)及び(ウ) ・児童生徒質問紙調査の回答状況と教科に関する調査の正答率等との相関関係の分析 ・学校質問紙調査の回答状況と教科に関する調査の平均正答率等との相関関係の分析		○	△ ※2	△ ※2	△ ※2

※1 地域の規模等に応じたまとまり(「大都市」(指定都市及び東京23区)、「中核市」、「その他の市」及び「町村」並びに「へき地」の五つの区分)における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況

※2 都道府県ごと、都道府県(指定都市を除く。)ごと、指定都市ごとの児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の回答状況と教科に関する調査の正答率等との相関関係の分析については、必要に応じて文部科学省において公表することがある。

保護者に対する調査の実施に関するスケジュール（予定）

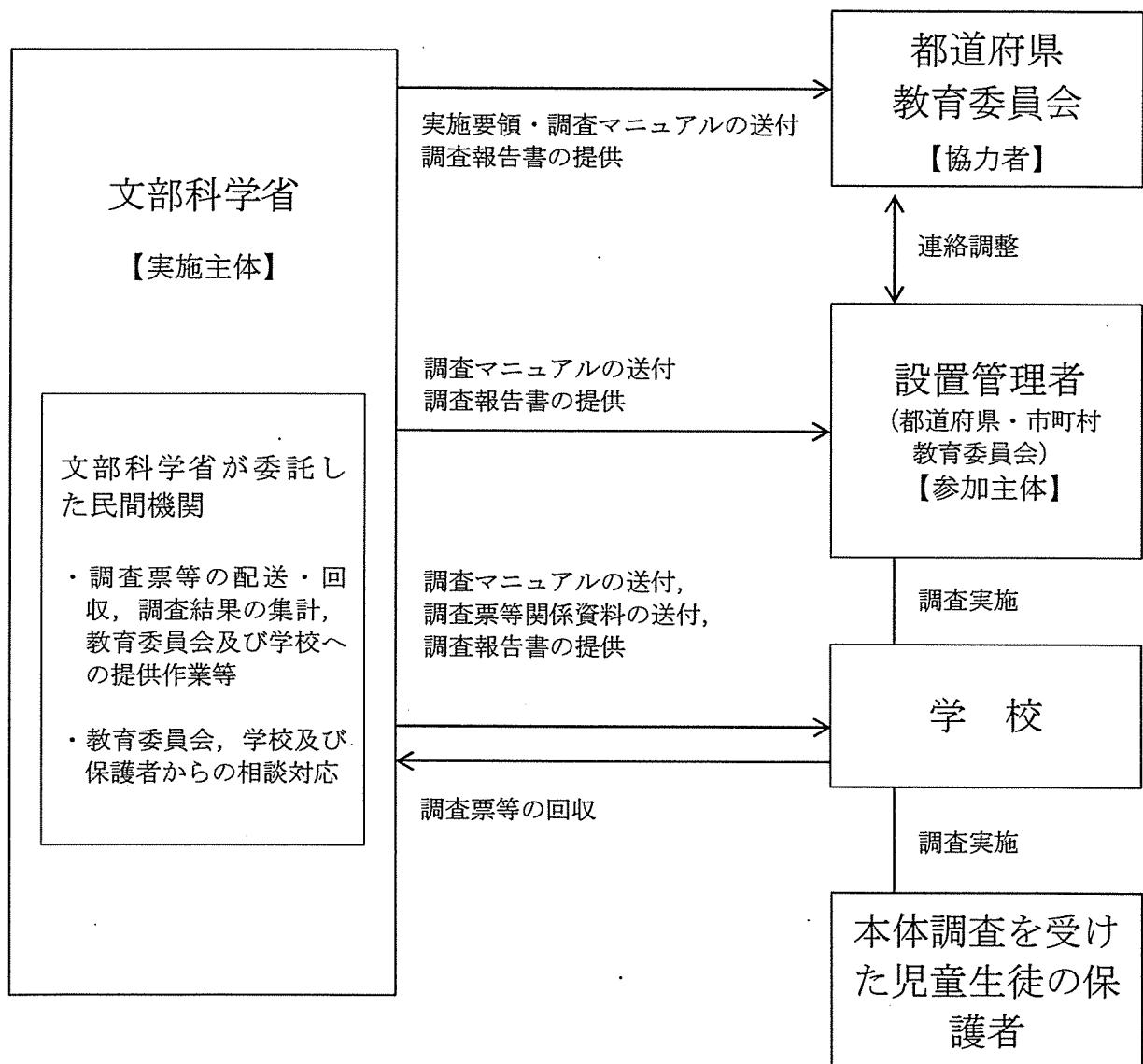


※1 文部科学省等には、国立教育政策研究所、文部科学省が委託した民間機関を含む。

※2 都道府県とは、都道府県教育委員会をいう。設置管理者である指定都市教育委員会に対する「実施要領の通知」及び「調査参加の意向照会」は、文部科学省から直接行う。

保護者に対する調査の実施系統図

市町村教育委員会が設置管理する学校において、保護者に対する調査は次のような系統で行う。



平成29年度全国学力・学習状況調査の結果公表に関する道教委の考え方

◆ 道教委の説明責任

道教委では、本道教育の推進に当たり、その責任と権限の下に、教職員の任用や人事、給与負担を行うとともに、本道教育が直面する教育課題を解決するため、広域的な行政施策を実施してきており、その成果等について道民に分かりやすく説明する責任がある。

こうしたことから、これまで道教委としては、できるだけきめ細かく分かりやすい調査結果を示す観点から、全国学力・学習状況調査の実施要領上、最大限可能な範囲として管内別の結果を公表するなど、報告書の内容について不断の工夫・改善を行ってきた。

平成26年度の実施要領から、①都道府県、市町村の区別なく、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要であると明記されるとともに、②都道府県教育委員会は、域内の市町村教育委員会の同意を得た場合には、当該市町村名又は当該市町村教育委員会が設置管理する学校名を明らかにした公表を行うことができるとされた。

この実施要領の改訂を受け、道教委では、市町村教育委員会の同意を前提として、一層きめ細かく分かりやすい調査結果を示す観点から、市町村別の結果を公表することとし、平成28年度の報告書において、同意が得られた167市町村の調査結果及び分析結果・改善方策を、報告書に掲載し公表した。

道教委では、平成29年度も同様の考え方で市町村別の結果を報告書に掲載する考え。

◆ 市町村教育委員会の説明責任

一方、小・中学校の教育に関しては、市町村教育委員会が設置管理者としての責任と権限を有しており、自らの施策の現状と成果の一つとして全国学力・学習状況調査の結果を様々な角度から一定の数値により分かりやすく公表するとともに、施策の改善につなげていくことが大切である。

なお、道教委では、市町村教育委員会の公表については、学校・家庭・地域・行政が各地域の学力の課題を共有し、教育施策の改善や児童生徒の学習状況の改善に一丸となって取り組むことができるよう、これまでも、分かりやすい公表を行うよう働きかけてきたところであり、実施要領を踏まえた公表内容の改善・充実について引き続き働きかけていく考え。

平成29年度全国学力・学習状況調査の結果公表に関する道教委の考え方

◆ 道教委による公表の具体

1 道教委による市町村名を明らかにした公表について

- 公表の内容は、各教科の成果と課題が明確になるよう、各調査問題別・領域別に示すレーダーチャートを基本とするとともに、分析結果や改善方策を併せて示すこととし、市町村に同意を求める。

〔公表内容〕 別添3「道教委による市町村名を明らかにした公表の基本フォーマット）による」

- 平均正答率については、教育上の配慮が必要と考えられる市町村（※）以外は、平均正答率の数値も公表することが望ましい。

(※) ・小学校1校：41市町村 中学校1校：91市町村
・対象となる児童生徒数が少ない市町村
(参考：道教委では児童生徒数がそれぞれ300人程度である檜山、留萌管内を公表)
・ただし、道内には児童生徒数が少なくても平均正答率の数値を公表している町もあり、最終的には地域の実情に応じて市町村が判断すべき。

- 同意が得られた市町村については、11月を目途に公表を予定している道教委の報告書に、別添3により作成した資料を掲載する。

2 道教委による学校名を明らかにした公表について

- 都道府県教委が市町村教委の同意を得た上で学校名を明らかにした公表を行う際には、各学校の分析の結果や改善状況を合わせて示す必要があるが、全道の学校数が約1,600校に上ること、児童生徒数が少なく教育上の配慮が必要な学校が多いことから、市町村教委や学校が判断することが望ましい。

3 報道への対応

- 報道機関に対し、平均正答率の数値を一覧にするなど、序列化や過度な競争につながる報道をしないよう要請。

道教委による市町村名を明らかにした公表の基本フォーマット

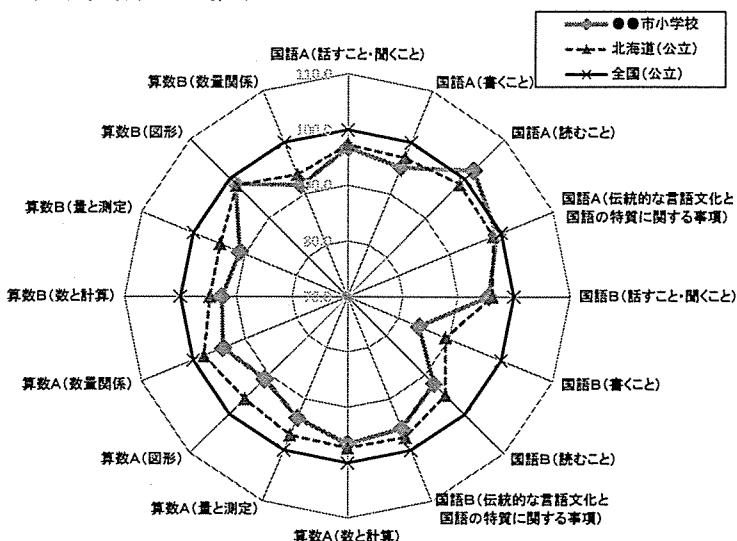
■ ●●市内小学校の状況及び学力向上策(学校数:●校、児童数:●●●名)

【教科全体の状況】

教科の領域別に全国を100とした場合の全道及び市町村の状況をレーダーチャートで示したもの
(市町村の平均正答率÷全国(公立)の平均正答率×100で算出)

※中心点は70を基本とする

※目盛り間隔は10を基本とする



※市町村教育委員会の意向を踏まえ、教科全体の状況を分かりやすく示した

レーダーチャートのほか、

次頁に示す「基本フォーマットに加えて掲載するデータ例①②」なども参考とし、
学校質問紙調査や児童生徒質問紙調査の結果から、

・成果が表れているデータ

・市町村独自の取組の特色が表れているデータ を掲載します。

【分析】

教科	※全国、全道との比較により見られる成果 ※経年変化から見られる成果 ※領域間の比較から見られる成果	※教科及び質問紙調査の調査結果から 成果につながったと考えられる要因や 具体的な取組等
児童質問紙	※全国、全道との比較により見られる成果 ※経年変化から見られる成果	
学校質問紙	※全国、全道との比較により見られる成果 ※経年変化から見られる成果 ※各学校の特色ある取組 (特に市町村内に1校の場合)	

【●●市の学力向上策】

「基本フォーマット」に加えて掲載するデータ例①

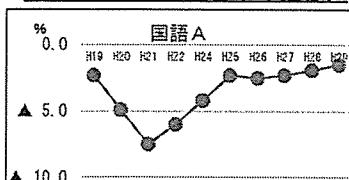
各教科に関する特色を中心に説明したい市町村は、次のデータ例を参考にして、掲載内容を検討します。

教科

<市町村の平均正答率>

国語A	国語B	算数A	算数B
56.7	45.6	74.3	53.9

<市町村の平均正答率の推移>



注) 「平均正答率—全国（公立）の平均正答率」の差を経年変化で示したグラフ

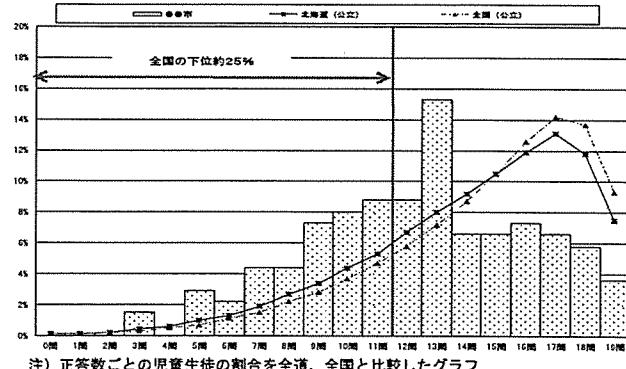
<全国の平均正答率より5ポイント以上低かった設問>

【国語A】

全国の平均正答率より 5ポイント以上低かった設問	H29	H28
	2問/15問	6/18問
全国の平均正答率より 10ポイント以上低かった設問	H29	H28
	1問/15問	4/18問

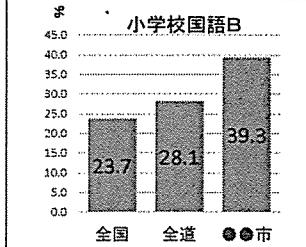
<正答数の状況>

【算数A】



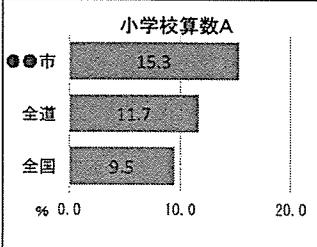
注) 正答数ごとの児童生徒の割合を全道、全国と比較したグラフ

<正答数が全国の下位約25%に含まれる児童生徒の割合>



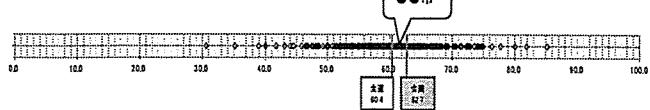
注) 全国の下位25パーセントに含まれる児童生徒の割合を示したグラフ

<正答数が半数以下の児童生徒の割合>



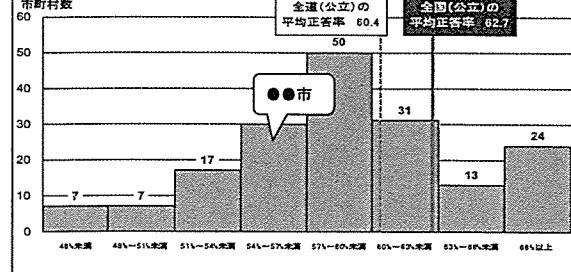
注) 正答数が半数以下の児童生徒の割合を示したグラフ

<平均正答率のばらつき>



注) 全道の学校の平均正答率を1つのドットで表したものに、市町村の位置を示したグラフ

<平均正答率の度数分布>



注) 179市町村の平均正答率を3ポイント刻みで示した棒グラフ

児童（生徒）質問紙

国語の勉強が好き

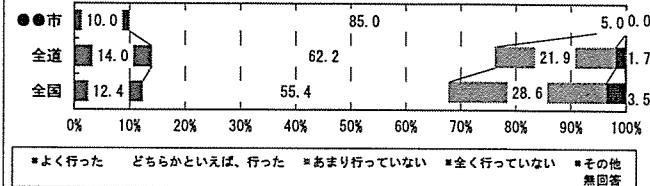
年	回答
H19	23.0
H20	22.5
H21	22.0
H22	21.5
H23	22.7
H24	21.0
H25	21.2
H26	21.6
H27	21.6
H28	21.6

算数の授業の内容はよく分かる

年	回答
H19	50
H20	45
H21	40
H22	35
H23	30
H24	25
H25	21.9
H26	21.7
H27	21.6
H28	21.6

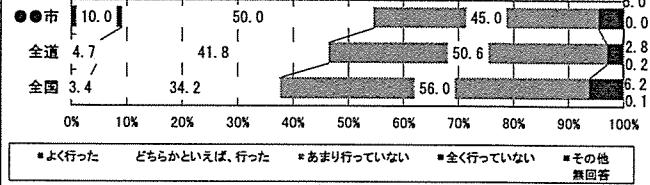
学校質問紙

(国語) 補充的な学習の指導を行った



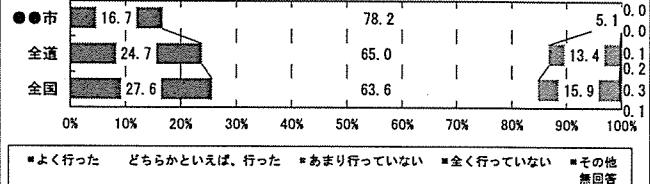
*よく行った どちらかといえば、行った *あまり行っていない *全く行っていない *その他 無回答

(算数) 発展的な学習の指導を行った



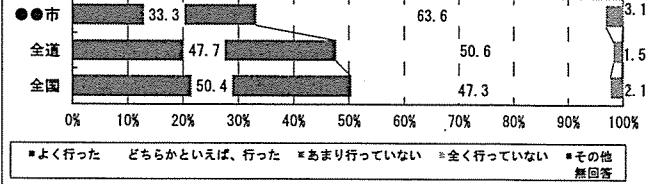
*よく行った どちらかといえば、行った *あまり行っていない *全く行っていない *その他 無回答

(国語) 様々な文章を読む習慣を付ける授業を行った



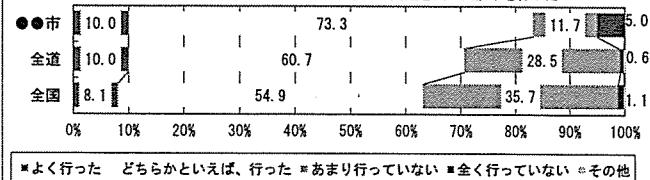
*よく行った どちらかといえば、行った *あまり行っていない *全く行っていない *その他 無回答

(国語) 漢字や語句など基礎的・基本的な事項を定着させる授業を行った



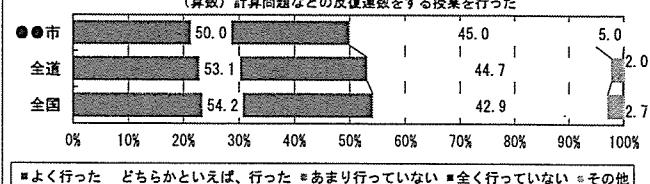
*よく行った どちらかといえば、行った *あまり行っていない *全く行っていない *その他 無回答

(理科) 実生活における事象との関連を図った授業を行った



*よく行った どちらかといえば、行った *あまり行っていない *全く行っていない *その他 無回答

(算数) 計算問題などの反復練習をする授業を行った

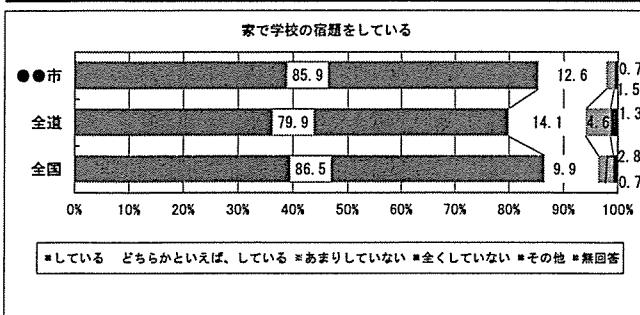


*よく行った どちらかといえば、行った *あまり行っていない *全く行っていない *その他 無回答

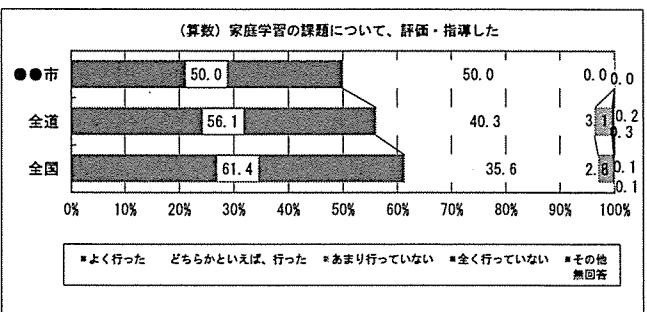
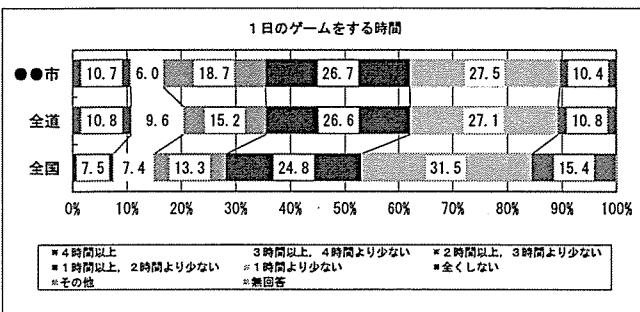
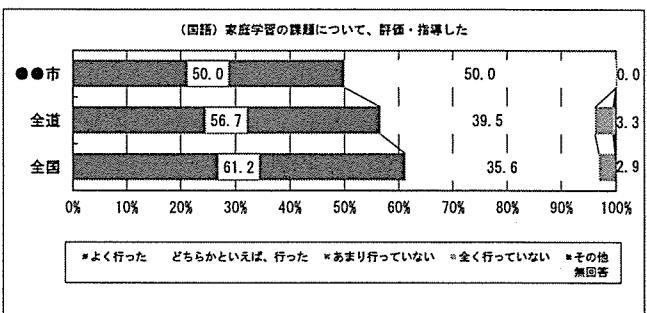
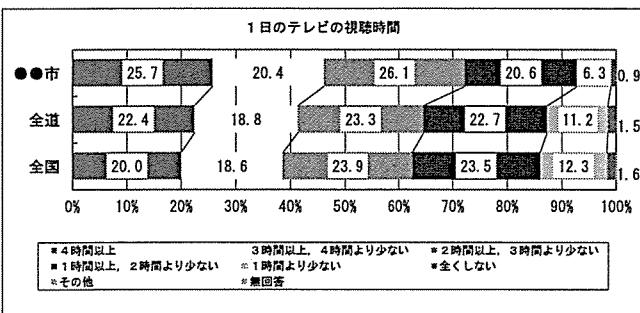
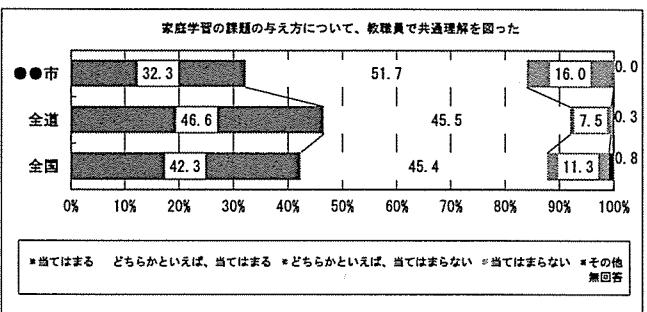
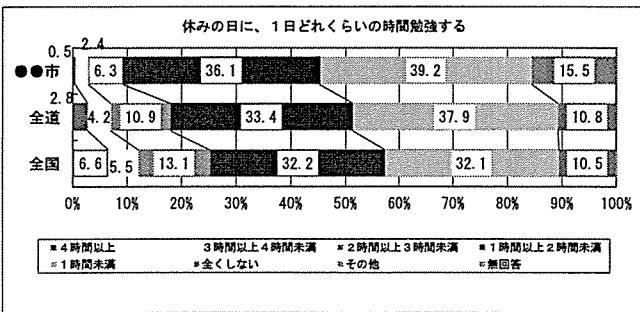
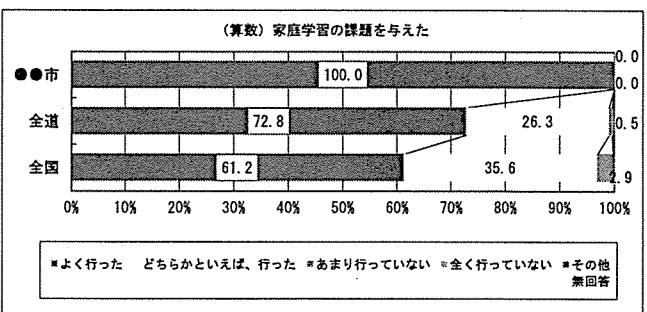
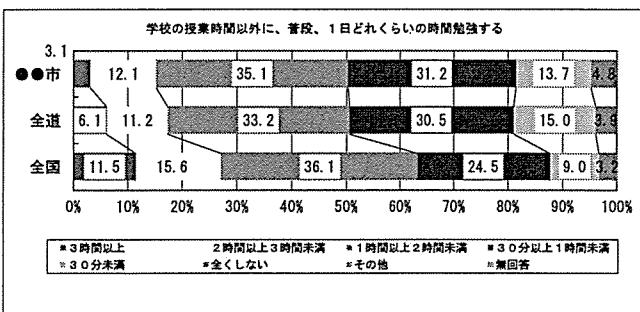
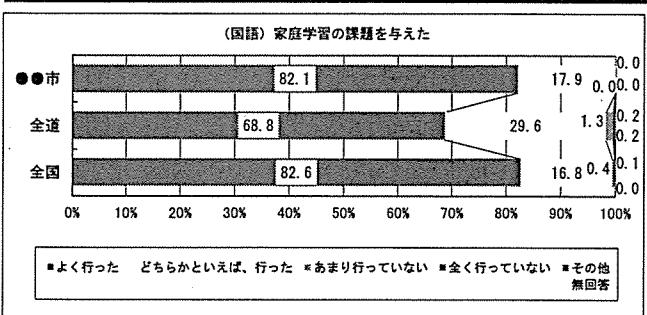
「基本フォーマット」に加えて掲載するデータ例②

学習習慣等に関する特色を中心に説明したい市町村は、次のデータ例を参考にして、掲載内容を検討します。

児童（生徒）質問紙



学校質問紙



<報告事項②>

市民図書館の利用に関するアンケート（案）について

1. 目的

石狩市民の利用実態や、市民ニーズを把握し、より多くの市民に利用されるような図書館運営について、今後の方向性を探る。

2. アンケートの背景、ねらい

石狩市民図書館は平成12年の開館以来、生涯学習の基盤として、また、多くの人が集い交流する場所として、多くの人に利用されている。

一方、平成17年の厚田村、浜益村との合併、高齢化の進展など、本市をとりまく環境は確実に変化しつつある。また統計からは、石狩市民の登録割合が下がっているという実態が確認されている。

今後も引き続き多くの市民に利用されるよう、時代の変化や市民のニーズに対応して適切に事業展開を図るため、特に次の点に着目し調査する。

- (1) 非利用者が利用しない理由の把握
- (2) 利用者カードの使われ方の実態把握（本人は利用登録せず、家族のカードで借りているなど）
- (3) 利用者の来館目的の把握

3. 結果の活用

- ・運営改善に向けた基礎資料とする
- ・次期石狩市教育プラン及び石狩市民図書館ビジョン（いずれも平成32～）の策定作業における参考資料とする

4. 実施者 石狩市教育委員会生涯学習部市民図書館

5. 対象、手法

(1) 対象

調査地域 石狩市全域

調査対象者 石狩市に住民登録のある、満20歳以上の市民2,000人

(2) 手法

抽出方法 性別、年代は均等に、居住地区は人口構成比に比例した割合で無作為抽出（抽出人数2,000人。1世帯で複数人に当たらないように抽出）

実施方法 郵送による調査票の配布と回収

実施期間 平成29年10月12日（木）～25日（水）の2週間

6. 公開 ホームページで公開

7. 調査項目 別紙

図書館についてのアンケート



封筒のあて名の方がお答えください

○ 性 別 (男 ・ 女)
○ 年 代

{ 20 歳代 ・ 30 歳代 ・ 40 歳代
50 歳代 ・ 60 歳代 ・ 70 歳以上 }

○ お住まいの地区（行政区別）

{ 花川北 ・ 花畔 ・ 花川 ・ 花川東 ・ 緑苑台 ・ 花川南 ・ 樽川
生振 ・ 北生振 ・ 美登位 ・ 本町/船場町/弁天町/横町/新町/浜町/仲町/親船町/親船東
志美 ・ 新港 ・ 八幡/高岡/五の沢/若生 ・ 緑ヶ原 ・ 厚田区 ・ 浜益区 }

○ 職 業 { 被雇用者（パート含む） ・ 雇用主/自営業
家事専業 ・ 無職 ・ 生徒/学生 }

【問1】 あなたは石狩市民図書館（本館・分館含む）へ、
ここ3年くらいの間に行きましたか？

*どちらかに○をつけてください

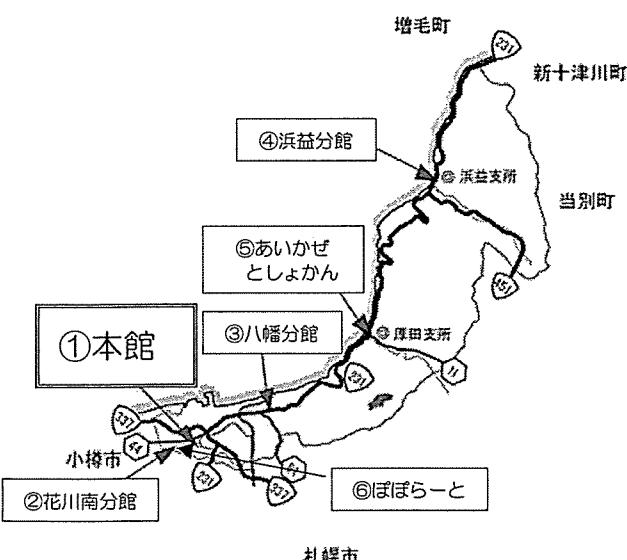
	はい
	いいえ

→ 【問2】へお進みください

→ 4ページの【問7】へお進みください

【問2】 行くのは、主にどこの図書館ですか？

*1つ○をつけてください

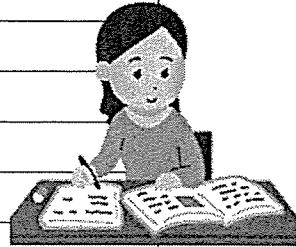


① 本館 (市役所横)
② 花川南分館 (花川南コミ内)
③ 八幡分館 (八幡コミ内)
④ 浜益分館 (浜益コミきらり内)
⑤ あいかぜとしょかん (厚田小学校図書館)
⑥ その他：ぽぽらーと (花川北コミ内)

【問3】 図書館に行く目的は何ですか？

※あてはまるもの全てに○をつけてください

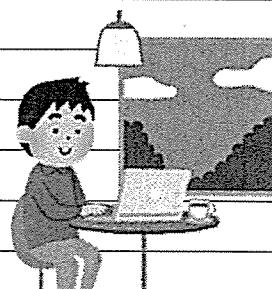
① 本や雑誌を借りる
② CDやDVDを借りる
③ 館内で本や雑誌、新聞等を読む
④ 仕事の調べもの
⑤ 趣味等の活動の調べもの
⑥ 勉強
⑦ パソコンブース（スペース）の利用
⑧ Wi-fiの利用
⑨ ボランティア活動
⑩ 研修室の利用
⑪ イベント（講座、図書館まつりなど）への参加
⑫ 野菜等の購入
⑬ 喫茶コーナーで軽食を利用
⑭ エントランスホールで待ち合わせ、打ち合わせ、おしゃべり
⑮ リサイクルコーナーの活用
⑯ その他 ()



【問4】 図書館に行く理由は何ですか？

※あてはまるもの全てに○をつけてください

① 本を探しやすい
② 本の種類が多く、数も多い
③ 藏書の内容が良い
④ 雑誌の種類が多い
⑤ 新聞の種類が多い
⑥ CDやDVDが多い
⑦ タブレットを借りられる
⑧ 新聞等の記事をデータベースで探してもらえる
⑨ 職員の対応が良い
⑩ 雰囲気が良い
⑪ サービスが良い（具体的なサービス内容：)
⑫ 自宅や職場から近い
⑬ 図書館までの交通の便が良い
⑭ 開館曜日・時間の設定の都合が良い（利用する曜日・時間帯：)
⑮ 返却しやすいところに返却ポスト（スポット）がある
⑯ その他()



【問5】 図書館で気に入っていること・もの・サービスなどが
あつたら教えてください



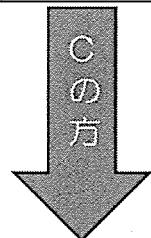
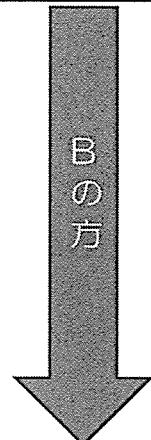
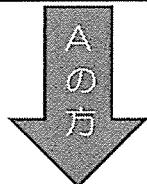
【問6】 本や雑誌、CD等を借りるときは、
主に誰のカードで借りますか？

※あてはまるものに1つ〇をつけてください

A 自分のカード

B 家族のカード

C それ以外



【問6-A-(1)]

そのカードで、他の人の分
も借りますか？

a 借りる

b 借りない

a の 方

```
graph TD; Aa[aの方] --> Q2A
```

【問6-B]

そのカードはどなたのカードですか？

※あてはまるもの全てに〇をつけてください

a 夫または妻

b 子ども（小学生以下・中学生以上）

c 親

d それ以外（ ）

【問6-A-(2)]

そのカードで、どなたの分を借りますか？

※あてはまるもの全てに〇をつけてください

a 夫または妻

b 子ども（ 小学生以下 ・ 中学生以上 ）

c 親

d それ以外（ ）

次は
5ページの問9に
進んでください



【問1】で「いいえ」と答えた方にお尋ねします

**【問7】(行かない理由について) あなたはaとbのどちらですか？
どちらか選んで、その理由を教えてください。**

a. 以前は行ったことはあるが、今は行っていない

(その理由) あてはまるもの全てに○をつけてください

① 本を読まなくなった
② 本は自分で買うようになった
③ 情報はインターネット（スマートフォン、パソコン等）で得るようになった
④ 読みたい本や雑誌等が少なくなった（なくなった）
⑤ 借りた本を返すのが面倒になった
⑥ 自宅や職場から遠くなった
⑦ 年をとって、行くのが大変になった
⑧ 行く手段（自動車、送迎してくれる人等）がなくなった
⑨ 忙しくなった（仕事、子育て、介護、その他（ ））
⑩ 他の図書館を利用するようになった（図書館名： ）
⑪ その他（ ）

b.これまで行ったことがない

(その理由) あてはまるもの全てに○をつけてください

① 図書館は苦手、嫌い
② もともと本は読まない
③ 本は自分で買う
④ 古い本は読みたくない
⑤ 他人が借りた本は読みたくない
⑥ 情報はインターネット（スマートフォン、パソコンなど）で得ている
⑦ 読みたい本や必要な資料がない
⑧ 借りた本を返すのが面倒
⑨ 図書館の場所を知らない
⑩ 開館時間・曜日の設定が利用しづらい
⑪ 自宅や職場から遠い
⑫ 行く手段（自動車、送迎してくれる人等）がない
⑬ 忙しい
⑭ 他の図書館で間に合っている（図書館名： ）
⑮ その他（ ）

【問8】自分は利用していないくとも、図書館は役に立っていると思いますか？

※どちらかに○をつけてください

	はい
	いいえ

※「はい」「いいえ」いずれの方も、よろしければその理由を教えてください

***** 全ての方にお尋ねします *****

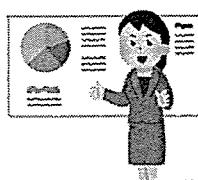
【問9-(1)】図書館で充実してほしいと思う資料の種類は？



※3つまで○をつけてください

①図書（一般書）
②図書（児童書）
③図書（中高生向け）
④図書（石狩市・北海道関係のもの）
⑤図書（大活字本）

⑥雑誌（分野：)
⑦新聞（分野：)
⑧CD（分野：)
⑨DVD（分野：)
⑩その他()



【問9-(2)】図書館で充実してほしいと思う本の分野は？



※3つまで○をつけてください

①哲学・宗教
②歴史
③地理
④旅行
⑤社会情勢・政治
⑥法律
⑦経済

⑧商業
⑨農業・漁業・林業
⑩技術・工学
⑪自然科学
⑫医療・健康
⑬仕事・資格
⑭教育

⑮芸術（美術・音楽等）
⑯スポーツ
⑰趣味・娯楽
⑱言語・語学
⑲生活関連（料理、園芸等）
⑳文学（小説、エッセイ等）
㉑その他





【問 10-(1)】 読書習慣についてお尋ねします。
1ヶ月に本を何冊読みますか？

※ マンガ、雑誌、新聞、教科書、学習参考書、辞書、百科事典、図鑑は除く。またスマート等で読む電子書籍も除きます

※1つ〇をつけてください

① 0冊	③ 2冊	⑤ 4~6冊	⑦ 10冊以上
② 1冊	④ 3冊	⑥ 7~9冊	⑧ 分からない

【問 10-(2)】

※小学生から18歳以下の子のいる方にお尋ねします。
お子さんは読書をしますか？

※どちらかに〇をつけてください

	はい
	いいえ



【問 10-(3)】 ※【問 10-(1)】で「0冊」と答えた方にお尋ねします。
どの位、読書をしていませんか？

※1つ〇をつけてください

① 半年程	⑤ 3年以上
② 半年以上1年未満	⑥ もともと本は読まない
③ 1年以上3年未満	⑦ 10冊以上

【問 11】 ご意見、ご要望等ありましたらお書きください

～ お答えいただき、ありがとうございました ～

